

# 総務常任委員会要点記録

日 時： 令和5年3月17日（金）  
午前10時01分～午後2時50分  
場 所： 議場

出席委員 (7人)	委員長	渡 辺 しんじ	副委員長	藤 條 たかゆき
	委員	橋 本 由美子	委員	いぢち 恭 子
	委員	池 田 けい子	委員	折 戸 小夜子
	委員	いじま 文 彦		

出席説明員	企画政策部長	鈴 木 誠	市民自治推進担当部長	田 島 元
	企 画 課 長	小 形 雄一郎	行政管理課長	大 島 亮 弥
	資産活用担当課長	内 田 直 人	広報担当課長	尾 崎 ゆかり
	情報政策課長	竹 田 昂 士		
	総 務 部 長	藤 浪 裕 永	総務契約課長	櫻 田 芳 恵
	人 事 課 長	森 合 正 人	文書法制課長	岩 田 具 嗣
	市民経済部長	磯 貝 浩 二	課 税 課 長	岩 本 俊 行
	市 民 課 長	片 岡 千 晴	経済観光課長	渡 邊 哲 也
	観光担当課長	三 浦 博 幸		
	健康福祉部長(兼)	小野澤 史	高齢支援課長	五味田 福 子
	福祉事務所長			
	介護保険課長	廣 瀬 友 美	住宅担当課長	長谷川 啓

## 案 件

件 名	結 果
1 4 郵送陳情第3号 市役所本庁舎の移転に関する陳情	不採択すべきもの
2 4 陳情第17号 旧豊ヶ丘中学校跡地に関する陳情	不採択すべきもの
3 第10号議案 多摩市情報システムの管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
4 第11号議案 多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
5 所管事務調査 市民が望む庁舎建て替えについて	了承
6 特定事件継続調査の申し出について	了承

## 協 議 会

件 名	担 当 課 名
1 (仮称) 第六次多摩市総合計画の検討状況について	企画課
2 第2期多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略かわら版 【令和3年度の取組】	企画課
3 多摩市組織について	企画課
4 地域担当職員の試行導入について	企画課
5 庁舎狭隘化対策の実施について	企画課 総務契約課
6 多摩市役所本庁舎建替基本構想の策定に係る進捗状況について	行政管理課
7 「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム 各論」の時点修正及び「多摩市施設白書(資料編)」の更新について	行政管理課
追加 学校法人日本医科大学多摩永山病院の建替えについて	行政管理課 健康推進課
8 聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりについて(状況報告4)	行政管理課
9 シェアサイクル事業実証実験の開始について	行政管理課
10 令和4年度シティセールス活動報告～令和5年度に向けて	秘書広報課
11 戦略的な情報発信の推進に関する最終報告書	秘書広報課
12 多摩市公契約条例に係る審議の状況等について	総務契約課
13 「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置」等に関する市の対応方針について	総務契約課

14	「多摩市工事契約約款第25条第5項（単品スライド条項）」の市の対応について	総務契約課
15	新型コロナウイルス感染症への取組状況（令和5年2月現在）	課税課
16	第211回国会における税関連法の概要（令和5年度地方税制改正の主な内容）	課税課
17	マイナンバーカードの状況について	市民課
18	多摩センターの活性化に向けた「将来ビジョン」等の検討状況	経済観光課 都市計画課 道路交通課 公園緑地課
19	（仮称）多摩市産業振興マスタープランの策定に係る多摩市産業振興推進会議の設置について	経済観光課
20	令和5年7月改選の多摩市農業委員会委員候補者の応募状況と今後の予定について	経済観光課
21	みどりの食料システム法に基づく基本計画の策定について	経済観光課

午前10時01分 開会

渡辺委員長 ただいまの出席委員は7名である。定足数に達しているので、これより総務常任委員会を開会する。

本日配付された協議の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、4 郵送陳情第3号 市役所本庁舎の移転に関する陳情を議題とする。本件は継続案件である。

本件の陳情内容について、現在の市の状況や考え方など、市側から報告等があれば願います。

内田資産活用担当課長 資料はつけていないが、協議会案件の6番、多摩市役所本庁舎基本構想の策定に係る進捗状況について、こちらに基本構想と有識者懇談会の提言書をおつけしているので、それをお見取りいただければと思う。

まず多摩市役所本庁舎建替基本構想について、これまでの策定経過を簡単にご説明する。本庁舎B棟が築60年を迎える令和11年度までの建て替えを目指して、令和3年度より基本構想の策定に着手した。検討に当たっては、防災、地方自治制度、DX、働き方、まちづくり、建築を専門とする5人の有識者で構成する多摩市役所本庁舎建替基本構想策定有識者懇談会を計6回開催し、将来の市民サービスのあり方など、様々なご意見をいただき、今年2月15日に市長へ提言書が提出された。提言書では、本庁舎の建設位置については、基本構想で掲げた5つの視点に基づく建設位置の評価は妥当であり、本庁舎の位置を現在地とすると判断したことについては理解するといただいている。

また、市民においては令和4年2月に無作為抽出によるアンケートを実施し、出張所等の身近な公共施設で手続、相談することを望む人が多いこと、オンラインサービスに対する期待が高いこと、本庁舎と出張所への来庁回数が少ない人が多いことなどのニーズを把握し、また、令和4年7月と8月には第1回市民フォーラムを開催し、本庁舎に行かなくてもオンラインや駅近の出張所等の身近な場所でサービスを受けられる将来の市民サービスの姿などについてご理解をいただき、検討をさらに進めた。

令和4年11月には建設規模や概算費、建設位置などを盛り込んだ基本構想の素案をまとめ、建設位置は市有地である現在地が望ましいとして、第2回市民フォーラムで意見交換を行った。

また、パブリックコメントで32日間の意見募集期間を設け、58人から111件のご意見をいただいた。建設位置については、現在地のほか、多摩センター、永山、聖蹟桜ヶ丘駅と、様々なご意見をいただいた。市としては、今後は将来を見据えると場所のアクセス性よりもサービスのアクセス性が重要となること、本庁舎ではなくオンラインや3駅近くの出張所等、市民はより身近な場所でサービスが受けられるような将来の姿を目指していくこと、本庁舎は災害対応の指令拠点としての機能が重要であり、地理的に中心であることや、地盤など安全性の高い土地であること、人口減少、少子高齢化などを見据え、土地購入費といった次世代への新たな負担をせず、市民サービスの維持向上を目指していくこと、こういったことを全戸配布した政策情報誌などでもお知らせし、市民の多くの方にご理解いただけたものとして結論に至った。

以上、有識者懇談会や市民にご意見を伺いながら方向性を確認し、議会におかれても、総務常任委員会、全議員説明会、全員協議会などでご意見をいただきながら、今年の2月に建設位置を現在地とする基本構想を決定したところである。

渡辺委員長 説明は終わった。これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

橋本委員 4 郵送陳情第3号 市役所本庁舎の移転に関する陳情について、共産党多摩市議団を代表して不採択の立場をとる。多摩センターのココア北側の土地に市役所本庁舎移転を新築するという考えは、今の時点では同意することができない。学校跡地を売却した資金などということも提案されているが、商業施設などと合築させるという構想も、私は問題があると思っている。もちろん、パブリックコメントで様々なご意見があるということはわかるが、今回の構想として発表された場所はベストとは言えないが多

くの市民から合意が得られていることだと思う。よって、この陳情については、1年近くの長い間結論が出なくて出された方には申しわけないが、不採択とさせていただく。

いぢち委員 4 郵送陳情第3号 市役所本庁舎の移転に関する陳情に関して、ネット・社民の会を代表し意見を申し述べる。市庁舎が最も市民の使用頻度が高く重要な施設であることは、市民アンケートの結果からも明らかである。そうした施設に、市のシンボリック機能、またシティセールスの拠点など様々な役割を求めることは、無理のない考え方であると思われる。

しかし、近年のインターネット技術の発達と普及、またコロナ禍や物価高騰を含む社会情勢の変化を考えると、新たに土地を購入し大がかりな施設を建てることは、適当な判断とは思われない。何よりも市庁舎建て替えに関する市民のフォーラム、アンケート等の結果から一定の民意は既に示されていると当会派では考えている。

以上、ネット・社民の会として、不採択の立場での意見討論とする。

折戸委員 ただいま議題となっている市役所本庁舎の移転に関する陳情について討論する。この陳情に関しては、まさに1年近く棚上げの状態です。今に至っていることは事実であると思う。私は、多摩センターにという点においては大いに賛成するところである。

ただ、この陳情の中では、市役所本庁舎を現在の位置から多摩センター駅南側、ココリア多摩センター店北側、京王プラザホテル西側の現況貸駐車場跡地に移転し新築することとなっている。これも一つの考え方だと思うわけであるが、何よりも私が申し上げたいのは、市制50年、これから50年に向けて多摩市のまちがどうあるべきなのか、そして庁舎がまちのシンボルとして、またまちの活性化を取り戻すことを実現するにはやはり駅近であるべきだろうと思っている。そしてまた、そのことによって後年度負担が考えられるが、しかし、そのことがこれから先果たして本当はそうなのか、まだ未知の状況ではないかと考える。

問題は、多摩センターに本庁舎を持ってきたとすると出張所が1つ減るわけである。1つのスペースが要らなくなる。また、パルテノン多摩や図書館、公園のリニューアル等が行われているが、それで本当に多摩センタ

一の今の沈滞した状況が活性化できるのか、非常に不透明であると私は考える。

よって、この陳情に対しては趣旨採択ということでの討論とする。

渡辺委員長 この際暫時休憩する。

午前10時12分 休憩

---

午前10時12分 再開

渡辺委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 意見・討論なしと認める。

ただいまご意見を伺ったところ、趣旨採択すべきものという意見が1名、不採択すべきものという意見が2名である。よって、これより4郵送陳情第3号 市役所本庁舎の移転に関する陳情を挙手により採決する。本件は趣旨採択すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

渡辺委員長 挙手少数である。よって本件は採択について採決する。本件は採択すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

渡辺委員長 挙手少数である。よって本件は不採択すべきものと決した。

日程第2、4陳情第17号 旧豊ヶ丘中学校跡地に関する陳情を議題とする。

本件は継続案件である。

なお、4陳情第17号については署名の追加があったので事務局より報告させる。

山本議会事務局次長 4陳情第17号について、これまでの署名は245名であった。昨日までに追加の提出が173名あった。合計して418名である。

渡辺委員長 本件の陳情内容に関して提出された資料について、また現在の市の状況や考え方など、市側から報告等があればお願いする。

五味田高齢支援課長 前回の委員会の際に、近隣市のサービスつき高齢者向け住宅の情

報が欲しいということだったので、資料を提出させていただいた。資料に沿って説明させていただく。

ご要望の内容が多摩市、日野市、稲城市のサービス付き高齢者向け住宅の各住宅の入居時の費用、それから月額費用とその内訳ということであったので、資料一覧になっている。全体を見ると、多摩市は4か所、日野市は6か所、それから稲城市は3か所ある。入居時の費用を見ると、0円のところもあるが、おおむね10万円から80万円近くかかるところもある。

それから、月額費用は6万円から30万円以上かかるところもある。部屋の大きさやタイプによって入居時の費用や月額費用が変わることになっているようである。

それから、月額費用の内訳であるが、賃料と共益費、生活支援サービスの内容になっている。これに水道光熱費が月額に含まれるところと、実費負担のところがあるようである。それから、食事を頼む場合には別途かかる場合もあるようである。

この情報については、表の下に載せてあるが、東京都公式ホームページ内のサービス付き高齢者向け住宅情報提供システムから拾っている。それぞれページを開けるともう少し詳細の情報が載っているものである。

渡辺委員長

これより質疑に入る。質疑はあるか。

橋本委員

資料の提供ありがとう。もう少しさかのぼって高齢者向け住宅という考え方について確かめておきたいことがあるのでお聞きする。この前いち委員とのやり取りの中でもあったが、高齢者向け住宅の割合が国は3～5%であるが、第三次の住宅マスタープランを読んでも、この高齢者向け住宅は有料老人ホームと軽費老人ホームとシルバーピア、サービス付き高齢者向け住宅、それから高齢者向け優良賃貸住宅、今UR都市機構等の概念が変わってしまったのでこの第三次のマスタープランとは違っているかと思うが、これに対してユーチューブ等でご覧になっていた市民の方から、これだけが高齢者向けという形なのか、今4%を超えているから多摩市は足りているのだという感じだったが、賃貸にお住まいの方はまた都営に移る等いろいろあるが、自分たちは自分の家を持っていて、それで少し体が弱くなって配偶者が亡くなったりしたときに受皿はこれだけが高齢



者向け住宅ではないだろうし、決して足りているとは思えないといった声もあったが、この辺についての見解をお聞きする。

長谷川住宅担当課長 今ご質問いただいたところである。前回、国の住生活基本計画のところで少しご説明はさせていただいたという流れがあったが、まず高齢者向け住宅と言われているものとしてどういったものが挙げられるのかというところ、明確なしっかりとした定義というところが少し不明瞭な部分もあるが、基本的には緊急時の対応や安否確認等の生活支援サービスを提供していること、また世帯ごとの専用の居室が確保されていること、あと高齢者の入居を受け入れることとしている賃貸住宅であること、こういった3つの大きな要件を満たしているものが高齢者向け住宅という形で考えられているところである。

申し上げ忘れたが、全て当然にまずはバリアフリー化されているというのが大前提にはなるが、そういったものの中で第三次住宅マスタープラン策定の中では、表中でもお示ししているとおり、その中で有料老人ホーム、軽費老人ホーム、シルバーピア、サービス付き高齢者向け住宅等が該当するという形でお示ししているところである。

橋本委員 今のお話を聞くと、要するに国の基準が今言われた住宅が3～5%満ちていれば足りているということでは言われているので、実感的にはそうではないが、このような数字で一応到達している。それで、このマスタープランからどんどん高齢者の分母がふえているのでパーセンテージは下がりつつあると思うが、それでも3%以上にはなっているかと私の計算でも思う。

今も賃貸と言われたが、賃貸にはなかなか難しい条件がある。夫婦で分譲住宅、ここの陳情書にもあるように5階建ての住宅を購入したが、1人で住むには維持し切れないし、体も弱ってきたときに、受皿としてサービス付き高齢者向け住宅またはそれを受け入れてもらえるような低廉な家賃、価格で住み替えができたり、バリアフリーがあるところというのは、これ実感としては豊ヶ丘の方だけではなく多摩市中の一つのニーズだと思うが、その辺について数値的なところだけではなく、どのような形でその解消に向けて取り組んでおられるのかという点を確かめておく。

長谷川住宅担当課長 先ほどご説明もさせていただいているところ、また前回も少しお話

をさせていただいたところと重なってしまうが、まず国の数値目標とはなるので、その部分で前回も少しご説明をさせていただいたところである。

また、令和3年3月に新たに閣議決定されている住生活基本計画でも、今は先ほどの高齢者向け住宅の供給割合としては4%まで引き上げることが目標となっている。今現在、全国的には2.5%で非常にまだまだ足りていないような状況がある中で、一つの数値目標の事例としてお示しさせていただいたところである。ただ、そのような状況でも、12月の一般質問でもお答えをしているが、過去5年間、この高齢者向け住宅の中では東京都のシルバーピア、市営住宅にもあるシルバーピアも高齢者向け住宅の一つに該当するので、そういった中では非常に倍率も高いということでご説明をさせていただいた。

したがって、我々住宅政策を担う担当所管としては、この高齢者向け住宅が必ずしも皆さんの実感として足りているとはなかなか申し上げられないところもあるかと思っている。課題認識としては、そこは非常に高く持っているところである。ただ、やはり住宅政策については、この高齢者向け住宅も当然であるが、前回も少しお話しさせていただいたが少子化対策での若者向けの住宅、耐震化、建て替え長寿命化、管理組合への支援、住宅政策の中でも非常に多岐にわたる課題がある。どれも一朝一夕に解決できるとは我々も思っていないが、一つ一つ地道に施策を考えていきながら引き続き検討していきたいと考えているところである。

池田委員

この問題は私も今回一般質問で少し質問させていただいたところであるが、高齢者向けの住宅を望む方々は、在宅では無理だという思いからだと思う。そういった中で厚生労働省からは、在宅医療や在宅介護の推進、啓発、普及を言われているわけである。その矛盾はあるわけであるが、そういったときに多摩市としては在宅医療、在宅介護、看護もしっかりと、要するに市民の皆さんは本当は住み慣れたところで最後まで自分の自宅であるのを望んでいながらも在宅では無理だと思っているのでそういう高齢者向けの住宅が欲しい、もっとあればよいのにと思っているのではないかとということも、一般質問での私のやり取りの中ではそういう共通認識を持ったのではないかと認識したのであるが、多摩市としては在宅医療、看

護、介護について、厚生労働省からはそのように推進、啓発と言われているわけであるが、改めてどのように感じて整合性、バランスを取ってきたのかだけ確認をさせていただきたいと思う。

小野澤健康福祉部長 在宅については、一般質問のときにもお話をさせていただいたが、望む声は非常に多いと考えている。令和2年3月に多摩市地域医療連携構想を作成した際に取ったアンケートの結果では、長期療養が必要になった場合の療養場所の希望について、30歳以上の市民の方では自宅や親戚の家と回答された方が38.7%あり、老人ホーム等の福祉施設という回答が18.7%だったのに対し倍以上という数字になっている。

また、要介護認定者の回答においても、自宅や親戚の家と答えた方が37.1%であるのに対し、老人ホーム等の福祉施設と答えた方が19.5%という数字だったところである。ただ、実際にそういう形で在宅でできるかということ、またそこは別の問題になってくるが、そういう希望があることも踏まえ、市としては在宅で療養されることも目指しながら、バランスをとりながら施設の整備等もできるところはしていくという考えでいるところである。

いぢち委員 池田委員のご意見、ご質問等と多少かぶるが、私も市民の皆様のところ様々なお声を特に高齢のご家庭で伺っていると、多摩市はそういったサービス付き高齢者向け住宅を含め高齢者を支える施設やサービスが足りないというようなご意見はやはり多い。その中で、池田委員が言われたように、例えばサービス付き高齢者向け住宅がなくても生活支援がこのようにしっかりしている、私たちの住宅のバリアフリーをこのようにやってくれた、そのようなほかの手段があつて住み続けられるのであれば必ずしもサービス付き高齢者向け住宅を望むわけではないのだなというのは、私も実感として得ている。

その事実と、もう一つ、先ほどのご説明で長谷川住宅担当課長から一朝一夕になることではないというお話があつたが、まさにそうであるからこそ市民の皆様も、本当に市として高齢者を支えるための様々な施設やサービス、仕組みを構築してほしいという願いは切実にある。そういう方は本当に日々ふえている。この現実を前にして、先ほど橋本委員からも、何%

という国の基準を満たしているということで本当によいのか、そうではなく、毎回私は持ち出すが、健幸まちづくり、多摩市版地域包括ケアシステム、多摩市では皆様が自分らしく最期まで生きられる、そういうまちづくりをするのだと言っている理想と、今このことに関して突きつけられている現実の中にどうしても乖離があると感じる。当然そういった乖離はあり、そこをどのように埋めるかについて、数字でどうこうではなく、市のはっきりした姿勢と取り組んでくれているのだという実感があれば、市民の皆様の受け止めも大分違うと思う。この点を再度お伺いする。

長谷川住宅担当課長 説明で最初に数字のお話をしているのでどうしても冷たい印象を与えてしまっているところがあるかと思うが、住宅政策の所管としては、先ほど申し上げたとおり、この数値が一つの目標という形で国として指し示されているところはあるが、そこを達成しているから足りている、足りていないという形だけではないと当然考えている。

また、これからの高齢化の進展もある。そういった中では、こういった形がよいと今の段階で答えられる明確なものはなかなかないが、今後の住宅政策には先ほど申し上げた様々な課題があるので、そこに向けてしっかりと取り組んでいきたいと所管としては思っているというところをお伝えさせていただければと思う。

小野澤健康福祉部長 健幸まちづくりや多摩市版地域包括ケアシステムというお話もいただいた。根幹となるその考え方としては、市民の皆さんが住み慣れた地域で生き生きと安心して住み続けられることを目指して今行っているところである。その中心的な部分の一つとして、住まいは非常に重要な部分だと考えている。多摩市版地域包括ケアシステムの図の中にもあるが、住まいがあり、介護があり、医療があり、生活支援、就労といったものを総合的に包括的に確保していくことによって、様々な困り事を抱えておられる方を地域で支えることを目指しているところである。

いぢち委員 あと1点お伺いする。今回の陳情を豊ヶ丘中学校跡地という限定を外して考えたときに、例えばこうしたサービス付き高齢者向け住宅は民間であるが、民間との間で公共団体が何らかの誘致なり契約なりをして都市計画として、あるいは都市計画とは言い過ぎであるが高齢者対策として、公共

団体のほうから民間を誘致する、探すといったことはあり得るのか、また、近隣他市にそういった事例はあるのかどうか、そういったことが可能なかどうか、ご見解を伺いたいと思う。

長谷川住宅担当課長 手元に近隣のデータまではない。こちら前回は申し上げたところではあるが、まずは土地利用の部分で用途地域というところがある。その中で、このサービス付き高齢者向け住宅については、建築物の扱いとしては共同住宅または寄宿舎となるのがほとんどであるので、そういった意味では多摩市の中の今回お話のあったニュータウンは第一種中高層住居専用地域という形で、建てることは可能である。物としては建てられるので、あとは敷地規模、要はそれに適したような土地があるのかどうか、また一つ課題になってくる。

ある程度、土地の規模が出てきたときに事業者の方々がそこにサービス付き高齢者向け住宅を建てるという形で検討をされていくところがあるので、そこに向けて市が直接どこまで入っていくのかというのは、例えば一つの事例でいくと都市計画上の話でいけば地区計画が考えられるが、その地区計画を考えると、先ほどの共同住宅になるのか寄宿舎になるのかというのが意外と課題になる部分もある。良好な住環境を考えると、それも地元の住民の方々と一緒に考えていく部分があるが、割と戸建て住宅や本当にその単純なマンション的な共同住宅を望む場合もあるので、寄宿舎をあまり好まないようなつくり方をする場合もある。

そういった場合はその寄宿舎が建築確認上つくれなくなるという課題があり、そこは複合的な形でそういった課題が出てくるので、検討の段階でスムーズにものが進むかどうか、建て方の部分と事業者の考え方の部分が複合的に関わってくるところがある。一つは地区計画というのが都市計画の中では考えられ得るということでご説明とさせていただければと思う。

いぢち委員 今回の学校跡地ということを外しての質問だったが、かなり詳しくお答えいただいた。私も詳しく調査していないが、広島県等、地方ではそういった民間の業者と、あるいはまちおこしの意味も含めて、特にかなり地方の都市であるが、そういうことをやっている地域はあったと思う。官民の連携あるいは官が民と提携して何かやる、誘致して何かやるのには結構

いろいろなハードルがあるかと思うが、今後の調査研究というところでは  
お願いしていきたいと思う。これは意見として申し上げる。

折戸委員 一つお願いしたいが、まず老人ホームや軽費老人ホームがあるが、例え  
ばそれに入りたいという人が大勢いると思うが、現状は入居できる状況な  
のか、どのくらい待たされているのかという数字的なものでもしわかれば  
教えていただきたいと思う。

五味田高齢支援課長 特別養護老人ホームにもし入りたいということであれば、第8期の  
高齢者保健福祉計画介護保険事業計画の中に待機者の記載をさせていただ  
いているので、少し情報が古いですが、要介護3から5の方で待機しているの  
が359名、内在宅の待機者数は210名となっている。福祉施設につい  
ては第9期の計画が来年策定されるので、それ以降の整備については引き  
続き検討していく予定である。

折戸委員 ざっくりな数字だろうと思うが、一応超高齢化である。とにかく日本の  
平均よりもはるかに早く多摩市はそういう特徴があるわけで、そのような  
客観的な状況があり、高齢化率が高いわけである。そうすると、何かあつ  
た場合そういう有料老人ホームにも待機があつて入れないという非常な不  
安があるということがやはり一つのベースかと思う。そういう老人ホーム  
的なことも、特別養護老人ホームのようなものも含めて、市が何か建設し  
ていこうというような方向性はあるのか。

五味田高齢支援課長 市で整備について計画して進めていくものについては、地域密着型  
サービスの整備がある。第8期の計画に基づいて令和3年度から整備して  
いるものについては、一つは認知症高齢者グループホーム及び小規模多機  
能型居宅介護併設の施設を現在建築中で、令和5年4月オープンの手定で  
今準備しているものがある。ほかに定期巡回・随時対応型訪問介護看護に  
ついては、令和4年2月に落合にオープンしたものがある。そうした計画  
に沿って進めている。

折戸委員 今説明していただいた認知症のグループホームあるいは落合の件である  
が、収容人数は大体どのくらいを想定しているのか。

渡辺委員長 この際暫時休憩する。

午前10時42分 休憩

---

午前10時43分 再開

渡辺委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

廣瀬介護保険課長 春にオープンするグループホームについては、2ユニットで18名の定員になっている。また、先ほどの定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、訪問型のサービスであるが、言葉にあるとおり随時ご家庭を介護看護をしに訪問に伺うというサービスである。そういったものも今現在30名近くの方がご利用になっている状況である。

折戸委員 努力をして進めていることはよくわかるが、これで決して満たされている数字ではないし、またこれからもどんどん不安を持った、あるいは要介護の人たちがふえてくると思う。そうすると、もう少し住み慣れた場所で、住み慣れたうちで介護を受けるという環境づくりをこれからどんどんやっけていかないと厳しいかと思う。高齢者の人たちの不安を解消していくのは数的にもなかなか難しいかと思うが、今改めて、認知症のグループホームや随時の訪問の形態があるわけであるが、それは今後もここだけにとどまらず進めていくような方向性があるのかどうかだけ確認しておきたいと思う。

五味田高齢支援課長 高齢者の住まいについては、高齢者の方がそれぞれのニーズに合った住まいで暮らせるように、国や東京都の事業や計画施策の動向に留意しながら第9期の計画を策定していくので、それに向けて検討していきたいと思っている。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

いぢち委員 4陳情第17号 旧豊ヶ丘中学校跡地に関する陳情について、ネット・社民の会を代表して意見を申し述べる。世界最速で高齢化が進むと言われる本市において、高齢者対策は極めて重要な課題の一つである。今後しばらくは増加の一途をたどる高齢者の上昇に対して市内の施設整備等が万全であるとは残念ながら言い難く、本陳情の意図するところは十分に理解共

感できるものである。議会と行政は、この点において市民全体と問題意識を共有し、打開策を考えなくてはならないだろう。

また、過去行われた市民ワークショップの結果に対して、市がどのような態度とスタンスをとるのかという点も気になる。確かにワークショップで出された結論は必ずそのとおりに実現しなければならないものではないし、時間の経過につれて状況が変化することも理解できる。

しかし、そうであるならばなおさら、市側は、示された民意をどのように受け止め、どのように対処したかという点を明らかにして理解を求める努力が必要であると考え。今の自治体運営には、様々な場面で市民の協力・協働が必要不可欠であると市側も自覚しているはずなので、市民との合意形成の手法については今後の課題が残されていると率直に感じている。

以上の2点について本陳情の趣旨にはがえんずる部分を持ちつつも、私たちの会派では、このままの形での採択は難しいと判断した。学校跡地の活用については、時代の変化を経て再度の考察と熟議が必要である。本当にあの場所にサービス付き高齢者向け住宅などをつくるのが最適解であるのか、市民とともに考えなくてはならない。そしてその結果が市民と行政の信頼構築につながるものでなくては、本当の意味で市の未来に資する実績とは言えないのではないだろうか。本陳情に込められた市民の危機感と要望に対して市側は十二分な共感と理解を示し何らかの対策を講じるべきであると申し添えた上で、ネット・社民の会として、今回は不採択の立場での意見・討論とする。

橋本委員

陳情者である旧豊ヶ丘中学校跡地にサービス付き高齢者向け住宅などをつくる会の皆さんは、賃貸住宅の方もいれば、エレベーターのない分譲住宅の方もいる。分譲を持っている方は、将来的に跡地を種地とした都営住宅建て替えがあったとしても、そこに入居できるわけではない。また、多摩市の住宅マスタープランにある高齢者向け住宅という概念は、数値的には充足できるという目標はあるが、高齢者向け住宅という規定は非常に狭いもので、約1,800人というキャパは、有料老人ホームは高過ぎて入れない、シルバーピアも軽費老人ホームも条件があり、また空きができないと入れないという、高齢者の入居希望には添えないものという現実もある。



サービス付き高齢者向け住宅も利用料金は様々だということは、資料などでも理解している。この陳情者も、都営住宅建て替えやURの建て替えとして種地利用を否定するものではなく、学校跡地を有効に生かし、様々な住宅要求に応えられるものを今後の話し合いの中で行政との合意そして民間住宅の協力などで実現を図りたいという気持ちは理解できる。この陳情については、まだまだすぐには解決できないものがたくさん込められているが、これからも用途をきちんと話し合っただけで開いていきたいというその願意を取って、私は趣旨採択としたいと思う。

藤條委員

それでは、4陳情第17号 旧豊ヶ丘中学校跡地に関する陳情に対して、新政会を代表して不採択とする。

前回の市民ワークショップからある程度時間も経過しているの、地元住民の皆さんと行政が今後の学校跡地利用について改めて話し合いの場を持つのはよいと思うが、この陳情書ではサービス付き高齢者向け住宅などをつくるための話し合いを求めている。あらかじめこうした特定の目的を持たれていると、その他の多様な意見を聞く機会や選択肢を狭めてしまうことになってしまう。行うのであれば、平成24年に行われたワークショップのような全市民に開かれたフラットな形で行っていただきたいと思う。

市民の財産である学校跡地について、今ここで議会がその用途についてサービス付き高齢者向け住宅などをつくと限定するのではなく、また、これも排除するものではないが、住民との対話や大きなまちづくりの計画の中で最適な利用方法を模索して行っていただきたいと思う。

折戸委員

4陳情第17号 旧豊ヶ丘中学校跡地に関する陳情に関して、不採択の立場で討論申し上げる。

今回の陳情項目については、まず豊ヶ丘中学校跡地にサービス付き高齢者向け住宅（サ高住）をとということなど書いてあるが、主にサ高住となると、近隣の資料等を見せていただいたが、やはりなかなか入れないなど。そして、現状を見て4割以上の高齢化率になっているところがあっても、なかなかそこを思い切って、もしできたとしてもそこに入居していく人をどれだけ入れるのだろうか、そしてまた、そのことを見ると、UR都市機構などもあるが、他市の方も入ってくることになる、決して排除するも

のではないが、多摩市の高齢者を救っていくことにおいてはなかなかハードルが高いのではないかと考えている。

しかし、跡地利用については、ここのワークショップ等で確かに福祉、医療等々が欠けていることは今でも現実的にそうだと思っているので、こういったものをどのように具体的にふやしていくのかは、市民の人たちと十分な話をし、医療、介護が不安のない状況をつくり出していくために全力を挙げていかないと、超高齢化社会が来る中で、安心感を得るものではないだろうと思っている。そういう意味も含めて、今回は中学校跡地にサービス付き高齢者向け住宅をつくるだけではなかなか解決できていけないのではないかとこの立ち位置のもとに、不採択とさせていただきたいと思う。

渡辺委員長 ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいま意見を伺ったところ、趣旨採択すべきものという意見が1名、不採択すべきものという意見が3名である。よって、これより4陳情第17号 旧豊ヶ丘中学校跡地に関する陳情を挙手により採決する。本件は趣旨採択すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

渡辺委員長 挙手少数である。よって本件は採択について採決する。本件は採択すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

渡辺委員長 挙手少数である。よって本件は不採択すべきものと決した。

この際、日程第3、第10号議案 多摩市情報システムの管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

鈴木企画政策部長 それでは、第10号議案 多摩市情報システムの管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、詳細を竹田情報政策課長からご説明させていただく。

竹田情報政策課長 第10号議案 多摩市情報システムの管理運営に関する条例の一部を

改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。本会議のフォルダの令和5年度第1回定例会、市長提出議案の議案書の3ページと、新旧対照表の資料、3ページから4ページに分かれている。

令和4年の第4回多摩市議会定例会において、多摩市個人情報保護条例が改正された。この条例改正に伴い、情報システムの管理運営に関する条例の一部について改正を行うものである。

具体的に申すと、これまでシステムを導入する際やシステムの改修を行う際、またシステム間の連携などを構築する際に、その案件が新たに個人情報を扱う案件だった場合、その取り扱いが適正であるかどうかについて個人情報保護審議会に諮問していた。そのほかにもサイバー攻撃などの外部攻撃を受けて個人情報保護のための安全策としてシステムを停止するような場合が想定されるが、こうした緊急対処についても事前もしくは事後になる場合もあるが、個人情報保護運営審議会の承認をいただくことが規定されていた。令和4年12月の個人情報保護条例の改正に伴い、令和5年4月からは外部委員会である個人情報保護運営審議会への諮問ではなく、これまでの経緯、経過等を踏まえた庁内組織での検討と判断に変更となる。この変更に合わせて、関連する多摩市情報システム管理運営に関する条例の一部を改正する案件になる。

渡辺委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

橋本委員 庁内組織の中で意見を聞いたりするというので、意見聴取は今までのように個人情報保護審議会ではなく、そこで評価と確認ということであるが、評価と確認はどういう意味を持つのかと、もしそこで問題だと市の内部組織の人たちが考えたときにはどのような進め方をしていくのかお答え願う。

岩田文書法制課長 新しい委員会の関係のお話であるので、私からお答えする。審議会では諮問をして同意をいただくという形をとっていた。これからは庁内の委員会において評価し確認する。つまり、庁内組織で法律・条例に基づいた個人情報の安全管理措置を確認するという意味の確認である。具体的には審議会でも審査していたものになるが、今回の場合はその中の重要な情報シ

システムの新規導入・変更、それから重要情報の侵害時のシステム停止等の措置という形になる。そのほかにも外部委託、目的外利用、外部提供について審議会で同意をいただいていた。それについても新しい委員会で個別の案件について事案の評価・確認をして事業を進める形になっている。

橋本委員 評価と確認の前段はわかったが、もしこれが個人情報にも触れてやはりこのまま進めてはならないのではないかという、そうしたメンバーの人たちの判断があったときにはどのようにするのかということである。

岩田文書法制課長 基本的にこちらの案件については事前に所管課から出していただくという形になっているので、もしその中で問題があるようだったら、それは一度止める形になる。

橋本委員 確認したのは、一度止めることができるということがあるとしたら、それが非常に重要だと思う。今までは第三者的な立場の個人情報保護の審議会がきちんと検討して学者の方も入ったりする中でやってきたことを、内部で事業を進めようとする人たちのメンバーが集まって評価・確認をするわけであるから、その中でも個人情報に関わることについて慎重に、そして時には所管に戻して、これではだめだという論が出る組織でないと大変なことになると思うので、その辺について再度確認して質問を終わる。

岩田文書法制課長 新しい委員会では、新しい個人情報保護法の第66条にある安全管理措置及び12月議会でお認めいただいた個人情報保護条例に基づいて適用、その法律・条例に違反していないかどうかを確認する。それが確認できなければ、当然事業としては行えない形になる。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

渡辺委員長 これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第10号議案 多摩市情報システムの管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

渡辺委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

この際、日程第4、第11号議案 多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。  
これより市側の説明を求める。

藤浪総務部長 第11号議案 多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は最低賃金や労務報酬下限額の変更などの社会状況の変化に応じ、報酬単価の改定をするほか、会計年度任用職員に係る規定の一部改正をお願いするものである。改正内容が何点かあるので、詳細は人事課長から説明申し上げる。

森合人事課長 それでは、改正内容についてご説明させていただく。条例改正の内容についてであるが、大きく2つある。まず1点目になるが、会計年度任用職員の専門スタッフと補助スタッフの一部職種の報酬単価の改定となる。2点目としては、一部職種の 신설並びに名称を変更するものになる。

条例改正の新旧対照表をおつけしているの、それをもとに具体的に説明をさせていただければと思う。改正内容の1つ目である会計年度任用職員の報酬額の改定については、多摩市公契約条例の労務報酬下限額が令和5年度より「2,075円」から「1,109円」に改定されること、また他市での同様の職種の平均単価との比較などを踏まえて一部の職種の報酬単価を改定するところになる。単価の改定に伴う具体的な手法については、まず専門スタッフについては大卒10年目の常勤職員の時間単価を基準額とし、それぞれの専門スタッフの時間単価と比較させていただいて、基準額を下回っている職種について基準額となるよう増額改定している。専門スタッフについては全部で40職種あるが、基準額を下回った職種については今回2職種となり、交通教育指導員Aと学校事務専任職員の単価をそれぞれ増額改定するものになる。

続いて補助スタッフの改定についてになる。他市との均衡を踏まえ、同種の平均単価を基準とし、その基準を下回っている職種については、その差額を増額分として改定している。また労務報酬下限額を下回っている職種については、労務報酬下限額の改定率分を増額改定している。補助スタ

ップとしては全33職種あるが、今回は事務補助員、栄養士A、短期事務補助員、軽作業員、保育士、短期保育補助員、児童館補助員A及びB、栄養士Bの9職種について改定するものである。また養護教諭については都の補助金を充てている職種になる。令和5年度の都の補助単価の増額改定に合わせて改定をさせていただいている。

改正内容の2つ目になるが、まず再雇用職員を再雇用職員（事務）と再雇用職員（技能労務）の2職種に整理したいと考えている。現行の再雇用職員は、事務職の常勤職員が早期退職し、その後短時間勤務で就労する場合に雇用する職種として設置していた。今後は技能労務職で早期退職を希望する職員もその後短時間勤務を可能とするため、事務と技能労務でそれぞれ設置するところになる。また新設するもう一つの職種である技能労務専任職員は、技能労務職員の技術あるいはその知識の継承と安定的な人材確保のため新設するものになる。報酬額については、再雇用職員（技能労務）と同様の職務・職責となることから、再雇用職員（技能労務）と同額で設定させていただいている。また、この職種については、広く一般に公募していくような職種になる。

最後、名称変更についてになる。出張所と業務補助員の職種名を改正することになる。具体的には「出張所等業務職員」を「業務専任職員」に名称変更し、今後は分担箇所業務の専門性を高め、知識や経験を積み重ねることができる専任職員として、出張所に限らずほかの所管でも配置できるように名称変更を今回させていただくところになる。

渡辺委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

橋本委員 一覧表で、ほかの事前の説明の中でも出たが、例えば保育士の資格を取るのも、高校卒業した後最低でも2年間の教育を受けるわけであるが、東京都基準によるという養護教諭も、教育年数が4年の人もいれば昔の短大卒で資格を持つ人もいるが、この1時間単価が大変違う。それで今回の上げ幅も大変大きくて500円以上上がっているが、専門職の持つ価値が時給によってかなり大きな差があることについて、特に保育士と養護教諭、栄養士、この辺の差はどこでどう違ってくるのかお答え願う。

森合人事課長　　まず養護教諭については、先ほども説明させていただいたとおり都の補助金を全て活用して充てている職種になるので、そちらに合わせての増額改定となる。それ以外の保育士、栄養士といった専門職については、他市の同種の平均単価を参考にし、市として決定させていただいているところである。今回都の補助金を充てている養護教諭についてはかなり増額分が大きくなっている。その一つの理由を含めて、その専門職の資格を生かした人材を確保することが近年難しいところもあるので、都としても一定の上げ幅を含めた補助単価を今回設定させていただいていると認識しているので、市のそのほかの専門の補助スタッフあるいは専門スタッフといったものについても、今後その辺の動向も見ながら随時改定を含めて検討していかなければいけないかと思っている。

橋本委員　　見て養護教諭が高過ぎるという感覚ではなく、逆に言えば子どもを見る保育士の時給単価などはこのようなものでよいのかと思う。私自身、実習を経て養護教諭資格を取っているので、このように評価されることはある意味非常にうれしいが、現場の仕事にこういうお金のことであまりにも差がつくのは問題で、お金の出どころもありすぐに市が非常に重要だから1,400円、1,500円にすると言えないところは重々わかるが、本当にやる気になり、しかも責任を果たしていただき、専門職としてのやりがいと責任を果たしていただけるような時給に改定されていくことをぜひ願っているので、そのことを申し上げて終わる。

渡辺委員長　　ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡辺委員長　　質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

渡辺委員長　　これより討論に入る。意見・討論はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡辺委員長　　意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第11号議案　多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。  
本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

（賛成者挙手）

渡辺委員長

挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第5、所管事務調査 市民が望む庁舎建て替えについてを議題とする。

本件は継続案件である。

本件については、令和3年6月14日に所管事務調査として位置づけた。令和3年9月2日の総務常任委員会では、所管事務調査の進め方について意見交換を行い、市民の意見をどう取り入れていくかが重要であるため、そのことを市側との意見交換の中で協議していくことを確認した。

令和3年10月12日には、市役所本庁舎建替基本構想策定方針についての勉強会を開催し、その後は有識者懇談会や市民フォーラムを傍聴し、また市から報告を受ける中で、これからの本庁舎に関わる専門家の考え方、今回の建て替えに対する市民の声などを聞き取った。一方で、まさに建て替えを進めてきた他自治体の視察も行い、どのように進め、課題はどのようなものであったか、市民の考え方はどうだったか、それをどのように反映していったかなどを調査してきた。

令和4年11月8日には、本委員会だけではなく全議員を対象に市側からここまでの成果である基本構想の素案について説明があった。

令和4年12月の委員会では、説明を受けた基本構想素案の内容に対応して基本計画や設計に進める際に留意すべき点や事業の進め方等に関する意見を報告書として整理し、それを提案として市長に送付することを目指して進めていく方針を確認した。

前回の委員会から本日までの間複数回勉強会を実施し、各委員からこれまでの調査に基づくご意見等をいただいて、これをもとに報告書を形にできた。

今回は、その調査報告内容の決定及び最終日に行う予定の所管事務調査報告の内容について協議・確認を行いたいと思う。まず資料にある所管事務調査報告書について確認する。こちらは委員長から議長へ報告する際のがみ文及び勉強会で協議した内容を踏まえまとめた報告書である。この報告書についてご意見や何か確認しておきたいことはあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)



渡辺委員長        それでは、本報告内容をもって委員長名で議長へ所管事務調査報告として提出する。これにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡辺委員長        ご異議なしと認める。ではそのようにさせていただきます。

      なお、最終的な体裁等は正・副委員長にご一任願う。また本所管事務調査 市民が望む庁舎建て替えについては、今後の市政の参考としていただくため、議会運営委員会を通して市長へ調査報告書を送付したいと思うが、これにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡辺委員長        ご異議なしと認める。ではそのようにさせていただきます。

      次に、今定例会最終日に行う予定の所管事務調査の委員長報告の内容について協議する。今回の報告が最終報告になる。先に調査報告書の中身について確認したので、その中から最終報告として盛り込む内容としては、調査事項、調査目的、調査開始から今までの経過の簡潔な報告、今後に向けた市側への提案、以上を報告する必要があると思うが、ほかに盛り込むべき事項はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡辺委員長        それでは、この内容で本定例会最終日の所管事務調査報告とする。なお、具体的な報告内容については委員長にご一任いただきたいと思う。これにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡辺委員長        ご異議なしと認める。ではそのようにさせていただきます。

      日程第6、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

      本件は別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡辺委員長        ご異議なしと認める。ではそのようにさせていただきます。

      この際暫時休憩する。

午前11時18分 休憩

---

（協 議 会）

渡辺委員長       ここで協議会に切り替える。

それでは、協議会1、（仮称）第六次多摩市総合計画の検討状況について、市側の説明を求める。

鈴木企画政策部長   それでは、ご説明申し上げます。諸般の事情で、私からご説明申し上げさせていたきたいと思う。

まず1点目の（仮称）第六次多摩市総合計画の検討状況についてである。協議会の資料の1をご覧いただきたいと思う。これまで検討については2月の議案説明の後の議員説明の中で皆様に説明してきたので、それ以後の状況ということで本日はご説明をさせていただければと思う。資料のスライドでいうと、右下に13番というのがある。2月の説明以降の状況ということでご説明申し上げたいと思う。スライドの13ページの（11）第9回総合計画審議会を2月20日に開催したところである。こちらの状況についてご報告させていただきたいと思う。2月20日の第9回総合計画審議会においては、基本構想を構成する第1章から第4章について審議をいただいたところである。

スライドの14ページをお開きいただきたいと思う。第1章については、新たな基本構想の背景という部分で、市制施行からの総合計画の変遷、審議会への諮問書の内容、そしてこれまで審議会の中で委員の皆様から出された意見をもとにたたき台を作成させていただいたところである。

これらの部分を踏まえた中でのたたき台が、スライドの15ページにある第1章、新たな基本構想の背景（たたき台）になっている。こちらについては、多摩市の市制施行からの部分、第五次総合計画、中段においては東日本大震災や令和元年の台風19号等、またロシアのウクライナへの軍事侵攻等、様々予測もできない時代になってきていること、そして少子高齢化、地球温暖化等の課題の部分、そのようなことが書いている。こちらはあくまでたたき台で、これからの審議ではまた変わってくると考えているので、そのように捉えていただければと思う。

続いてスライドの16をお開きいただきたいと思う。第2章のまちづくりの基本理念である。こちらについては、第五次総合計画の基本構想では、自治基本条例の前文の考え方を踏まえながら理念を設定した中で、自治基

本条例の最高規範性も考慮して修正したものとなっている。また、非核平和都市宣言を行った自治体として、平和についても言及しているところである。

それ以外にも委員会の皆様から出していただいた意見を踏まえて、スライドの17ページにあるたたき台を作成させていただいたところである。

続いて、スライドの18ページ、第3章の将来都市像（たたき台）のところである。2月の審議会で、こちらについては仮置きさせていただいた「みんながそれぞれの安心と成長をずっと続けられるまち たま」ということで、これまでの委員の皆様のご意見も踏まえて、①と②のところにあるが、2案出させていただいたところである。委員の皆様からは、仮置きした将来都市像ぐらいのまとまりがよいのではないかとということをお願いしたので、こちらについても現在修正をさせていただいているところである。

スライドの19ページ、第4章、分野横断的に取り組むべき重点テーマのところである。総合計画は分野ごとに体系立てて作成していくところであるが、分野ごとの取り組みでは解決できない課題への対応を重点テーマとして設定するものである。これまで委員の皆様から出していただいた意見や、10月の市民ワークショップで多く見られた「環境」、「活性化」、「子育て」、「共生」といったキーワード、そして、1月に開催された子どもみらい会議でのメッセージや、次のページに各学校からの提言などが掲載されているが、そちらなども踏まえて、具体的には地球規模の環境問題、少子高齢化の進行、将来的な人口減少に対して、「環境との共生」、「健幸まちづくり」、「活力・にぎわい」という3項目をたたき台として、重点テーマとして出させていただいたところである。

20ページについては、先ほど申し上げた子どもみらい会議で各小・中学校から出された提言という内容になっている。

21ページが、私が先ほど申し上げた3つの重点テーマのたたき台となっている。

最後に22ページである。今後の予定であるが、年度が変わって早速であるが、4月6日に令和5年度第1回の総合計画審議会を開催させていただいて、こちらで改めて基本構想の各章について審議をしていただき、さ

らに4月にもう一度審議会を開催し、基本構想部分の答申を得るというスケジュールで進めていく予定である。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。  
質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。  
それでは、協議会2、第2期多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略かわら版【令和3年度の取組】について市側の説明を求める。

鈴木企画政策部長 それでは私からご説明申し上げます。まず資料2をご覧くださいと思う。こちら第2期のまち・ひと・しごと総合戦略のかわら版【令和3年度の取組】となっている。このかわら版については、令和3年度の取組内容と検討委員会における評価について皆様と情報共有を図るために、毎年作成させていただいているものである。まち・ひと・しごと創生総合戦略については、第1章の人口ビジョンと第2章の戦略から成っている。このうち人口については、1ページ目の中段から下の部分にグラフのところでお示しをさせていただいているところであるが、人口については近年微増傾向にあったが、令和4年度については14万7,770人と、前年から若干減少しているところになっている。

続いて2ページ目をお開きいただきたいと思う。こちらについては、4つの基本目標と2つの横断的な目標が2ページ以降あるが、それぞれの数値目標とKPIを設定している。それぞれ、この総合戦略の検討委員会において評価を行っていただいております。まず基本目標1の多様な働く場・働き方を実現し、安心して働くことができるまちをつくるというところである。こちらについては、左側にあるが、従業員数、事業所数、法人市民税の均等割の納税義務者数、こちらの数値目標としている。ただ、①の従業員数と②の事業所数は経済センサスの調査方法が少し変わったということで数値目標から成果をはかることが厳しくなっていることから、こちらの部分もKPI等を換算して参考値という形にさせていただいているところである。あとの状況等も考えて、評価についてはBという形にさせていただいているところである。

続いて、その下基本目標2、まちの魅力を高め、これを発信し、多摩市に関わる人を増やすというところである。20歳～29歳の転入超過人口、そして30歳～49歳の転入超過人口、滞在人口率が20代と30代ということの4つを設定しておるところである。①、②の転入超過人口が芳しくないというところである。コロナウイルス感染症の影響を受けながら③、④の滞在人口率は向上しているというところで、こちらについても進捗状況の評価はBとなったところである。

次のページをご覧いただきたいと思う。基本目標3、多摩市で産み、育てたいと思えるまちをつくるというところである。こちらの数値目標は、平成31年1月1日時点と比較した年少人口と、2番目の多摩市は子育てがしやすいと思う、どちらかといえばそう思うと答える子育て期の市民の割合を目標としている。こちらについては、保育所整備等により待機児童は減少していること、また子育て広場OLIVE等の開設などで強化されているという状況も踏まえつつ、評価はBとさせていただいたところである。

続いて、下の基本目標4、ひとりでも安心して住み続けられるまちというところである。こちらについては、数値目標を65歳以上の健康寿命と、世論調査のあなたは総合的にみて、多摩市や住みよいまちだと思えるかというところで、「住みよい」「どちらかといえば住みよい」と答える市民の割合というところである。こちらについては、KPIは上がっているところではあるが、それぞれの部分、自主防災組織の数が下回っているというような部分もあったので、評価はBとさせていただいた。

次のページをご覧いただきたいと思う。多様な人材の活躍を推進するという横断的な目標1と、新たな時代の流れを力にするという横断的な目標2については、検討委員会の中では評価Aをいただいたところである。

次のページの上段の部分が検討委員会の委員の皆様からの主な意見、そして下に検討委員会の委員長からの講評をつけさせていただいているので、後ほどご確認をいただければと思う。

渡辺委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会3、多摩市組織について、市側の説明を求める。

鈴木企画政策部長 令和4年4月1日付で組織改正を行うので、そちらのご報告となる。

協議会資料の3番目のところをご覧いただきたいと思う。

今回の改正の趣旨として4点挙げさせていただいている。1つは、市民サービスの向上や業務改革の実現のためにDXの推進体制を整備する、また本庁舎の建て替え推進のための体制の整備、あと3点目としては、事業終了等に伴う臨時的な職組織を整理、4点目としては、業務を取り巻く環境変化を見据え、効率的・効果的な事務執行を図るための体制を整備するということである。

改正の内容について、かいつまんでご説明させていただければと思う。まず企画政策部であるが、施設政策担当部長の廃止と行政サービス・アセット担当部長の設置である。こちらについては、市役所本庁舎の建て替え時に目指す市民サービスの具体化を含めて、ハード・ソフト両面から市民サービスの改革を進めていくために新たに行政サービス・アセット担当部長を設置し、企画政策部の事務のうち行政改革及び施設マネジメントを一括して統括することにしておるところである。

2点目がDXの推進体制である。こちらもやはり本庁舎建て替え時に目指す市民サービスの具体化を含めたデジタルを活用したサービスの向上、そして業務改革の実現等々のDXの施策を推進していくためにDX推進担当課長を設置する。併せてマイナンバー関係も含めた業務改革の部分については、情報政策課の組織も変更しながらDX推進担当課長が担っていく形に予定をしておるところである。

続いて2ページ目をご覧いただきたい。総務部である。本庁舎の建て替えの推進体制の整備として、総務部に新たに新庁舎の整備担当課長を設置させていただく。また、総務契約課の中に検査担当課長を設置して、検査事務等の適正性の向上を図っていきたい。

続いて次のページをご覧いただきたいと思う。くらしと文化部である。こちらについては、パルテノン多摩の大規模改修が終了ということで、また市民活動交流センター運営も1年経過したというところがある。それに

合わせて文化施策担当課長と複合文化施設改修担当課長を廃止し、また文化生涯学習推進課の係のラインが4ラインあったが、こちらも2ラインに縮小するものである。また、4番目の健康福祉部である。介護保険課の介護認定の関係がどうしても業務量が増えているということがある。それに合わせて担当のラインを1ラインふやすという改正の内容になっている。

次のページをご覧ください。環境部である。まずごみ対策課の名称の変更である。こちらについては環境負荷の少ない循環型のまちを目指して私どもで多摩市民の方々に資源循環の重要性を示すということで、組織の名称をごみ対策課から資源循環推進課に改称させていただく。併せて資源化センターの改修等が終わったので担当ラインを縮小するものである。

次のページ、教育委員会事務局の組織改正であるが、中央図書館のオープンに合わせて、今企画運営係と地域資料係、子ども読書支援係となっているが、効率的な運営をするということで担当制に組織を変更するという内容になっている。組織改正の内容については以上である。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会4、地域担当職員の試行導入について、市側の説明を求める。

田島市民自治推進担当部長 それでは、協議会資料の4をお開きいただければと思う。来年度令和5年の4月から地域担当職員を試行であるが導入させていただきたいと思うので、そちらのご報告をさせていただく。

スライド2ページ目をお開きいただければと思う。取り組みの背景で、市としても以前は地域委員会ということで検討してきたが、それは古く第三期自治推進委員会の中でも、こういったコミュニティ自治推進に向けた検討報告書をいただいている。少し間が空いたが、現行の第五次総合計画の中でも市民・地域と行政との新たな協働のしくみづくりということで、今(仮称)であるが、地域協創ということで新たな仕組みづくりについて市として検討している。国でも、下にあるが「地域共生社会」の実現、また「地域運営組織」の形成、これは厚生労働省、総務省が進めているとこ

ろである。また、地方制度調査会でも「公共私連携」ということで地域の中の多様な主体が参画できるような連携・協働のプラットフォームづくりが必要だと、報告の中ではある。

参考までにそこにヒートマップを入れたが、前回の令和2年国勢調査の時点であるが、高齢化率のヒートマップをつくってみた。国連で7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会、21%を超えると超高齢社会ということがうたわれているので、一応市独自で7%刻みで色をつけていた。濃いほうが高齢化率が高いエリアということで49%以上が一番濃い色になっているが、エリアによっては60%になるようなエリアも今ある。

次のページ、3ページ目であるが、こういった状況の中で新たな仕組みが必要だと認識をしている。これまで「参画」「協働」という市民主体のまちづくりを進めてきたが、これがなかなか、特に担い手になっていただけるような市民の方が今かなり不足しているような状況の中で、新しい仕組みが必要ではないか、その新しい仕組みの考え方を協創、その仕組みを今「地域協創」という言い方をしている。地域協創の仕組みの中では、一応今検討している中では3つの柱、地域を「支える」、地域を「つなぐ」、地域の中で「掘り起こす」、この3本柱で今検討しているところである。

次のページ、4ページであるが、これまでの「協働」と今検討している「協創」の考え方の違いをここで作ってみた。これまでの協働についてはフォアキャスティング型、また課題がありそれを解決していく、成果を達成していくという、どちらかというと課題解決型の仕組みだったかと思うが、今回のこれから進めていきたいと思っている協創については、バックキャスティング型、何か将来のあるべき姿を置いて、それに向けて価値を新たに創造したり関係性をつくっていったりというような考え方に転換していきたいと思っている。また、協働はどちらかというと各部署の分野ごと、事業ごと、対象者ごとに進めてきた傾向があったが、今回の協創については、分野横断的に横につながり、かつ多世代ということで縦にもつながっていけるような、そういった縦横の関係を重視していきたいと思っている。協働はどちらかというと行政が呼びかけをして市民の方に応えてい



ただくという形だったが、今回の協創については、市民同士でやってみたいこと、特に地域というフィールドを使ってやりたいことを行政として支援していくような方向に変えていきたいと思っている。

5ページ目である。そのうちの仕組みの一つとして、今回5年度から地域担当職員を試行で置いていきたいと思っている。試行であるので、体制としては私ども市民自治推進担当のラインの職員を地域担当職員として指定していきたいと思っているので、私が担当課長をやっているが、課長、係長、担当の職員を令和5年の4月1日から指定していきたいと思っている。職務の内容として今考えているのが、今申し上げたような大きな3つの柱に照らし合わせると、支えるという意味ではアドバイスの機能を行政側の窓口、地域の中では行政が窓口となり、かつ各所管と庁内調整をするような立場、これが支えるという点。また、つなぐ、コーディネート的な立場としては、その地域の中に入って会議等に参加して関係をつくったり、団体や人同士をつなぎネットワーク形成に資するような役割をやっていきたいと思っている。掘り起こしという点では、今、東寺方小学区等のモデルエリアでもやっているが、エリアミーティングや地域の中でワークショップ等を行うことでこれまで参加していなかったような新たな人材を発掘し、また、カルテ、ビジョンといった先ほどのバックキャストにも通じるが、そういったものを策定することで人材育成を図っていくようなことをやりたいと思う。スタンスとしては、一番下に書いてあるが、地域でやりたいと思っていたがなかなかできていないことの手伝いをして地域と一緒にやっていくような存在になっていきたいと思っている。

次の6ページ目であるが、これまでやってきたモデルエリア、今令和4年度4エリアを指定しているが、赤字のところ、東寺方小学区、東愛宕中学区、諏訪中学区、青陵中学区、まずはこの4エリアを担当する職員という扱いで始めていきたいと思っている。

7ページ目、地域担当職員は初めての試みであるので、これから職員を私も含めて育成していくような形になる。これはイメージであるが、まずはなかなかあの地域の期待等に応えられていないかと思っているが、それをOJT等で地域に入り込んでいくことで学んでいくことも多くなるのか

と思うので、いつか逆転するような、地域との関わりで地域の期待値を超えていくような存在になっていきたいと思う。そのために、ファシリテーション・コミュニケーションスキル等を磨くような研修、OJTをやっていきたいと思っている。

8ページ目、全体の地域担当職員制度としては、直接の地域担当職員以外に、今この3つぐらいを検討している。一つは、エリアサポーター制度である。これはどちらかというと若手の職員であるが、今市内在住の職員が3割しかおらず7割が市外在住であるので、そういった多摩市の地域に入り込んでコミュニケーション能力・ファシリテーション能力をスキルアップしていくような制度を検討しているところである。どちらかというと地域の中で行われているようなイベント等に企画段階等から参加することで地域の方々とネットワーク、信頼関係を築いていくような制度を入れていきたいと思っている。中段の青地のところ、地域の施設に配属されているような職員等も今回試行で始める地域担当職員と連携するような仕組みを取っていきたい。また、一番下、これはまだ構想段階であるが、来年度から役職定年制も入るので、そういった管理職を経験しているような職員のキャリアをこの仕組みの中で生かせないかと思っているので、このあたりを全体の地域担当職員制度として令和5年度さらに検討していきたいと思っている。

最後が、全体のスケジュール。ざっくりであるが、今申し上げたように令和5年度から試行で専任職員としての地域担当職員を始めさせていただき、OJT等で実際に現場に入り込むことでスキルを上げていきたいと思っている。一番下にあるが、今第八期の自治推進委員会をやっているが、その任期が12月までであるので、自治推進委員会からの答申もいただきながら、令和6年度については本格運用に移行していきたいと思っている。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会5、庁舎狭隘化対策の実施について、市側の説明を求める。

小形企画課長 それでは、協議会資料5の庁舎狭隘化対策の実施についてという資料を

ご覧いただければと思う。庁舎の狭隘化対策については、昨年12月に第二庁舎から教育委員会事務局をベルブ永山に移転させていただいたところであるが、引き続き来庁者の通行スペースあるいは窓口のプライバシーの確保、職員のコミュニケーションの促進というところで、コミュニケーションについては、例えば同じ部でもかなりフロアが分散してしまっているところ、あるいはスペースが狭隘で話に行くにもぐるっと回らなければいけないような部署もある。そういったところの解消なども図りながら引き続き狭隘化対策を実施させていただくところである。

今回狭隘化対策に伴ってのレイアウト変更ということで、こちらは3月議会の中でも口頭ではお伝えさせていただいているところであるが、改めてということで3番をご覧いただければと思う。庁舎狭隘化対策の実施に伴うレイアウト変更ということで、まず今空いている第二庁舎の2階に、今B棟4階にあるくらしと文化部と、あとB棟2階の市民経済部の経済観光課が移転する予定である。その後、同じくB棟4階に福祉総務課があり、健康福祉部の庶務担当課でもあるが、そちらが今、部長席とかなり離れたところにあるので、そちらの2階へ移転というような形で考えている。そうするとB棟の4階が大分空いてくるので、そこのところに子ども青少年部を移転ということで考えている。また、B棟の1階は、東側の出入口からの通路で少し狭くなっているところがある。それを広げるためには何かしらあそこの部内も動かさないとスペースを生み出せないというところがあるので、健康福祉部長席が今度2階に行って福祉総務課、部の庶務担当と一緒にのところになることに加えて、健幸まちづくり政策監あるいは健幸まちづくり推進室を2階に上げることでスペースを生み出して通路の対策等を行っていくということで考えている。

その辺を表にしたのが、次のページである。

なお今後のスケジュールであるが、今回3月補正の中で第二庁舎のフロア等の工事の関係の予算をお認めいただいた。今後こちらの本庁舎の工事関係ということで6月に補正予算の提案を予定している。その後、7月には第二庁舎の工事が終わるかを見ているので、くらしと文化部と経済観光課がまずは移転、それから一度ではなかなかできないところがあるので、

玉突きをしながら12月までに順次レイアウト変更をしていくようなスケジュールで考えているところである。庁舎狭隘化対策の実施についての説明は以上である。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会6、多摩市役所本庁舎建替基本構想の策定に係る進捗状況について、市側の説明を求める。

内田資産活用担当課長 6番目である。資料を3つ付けている。資料の2つ目は基本構想の決定版、資料の3つ目は有識者懇談会から提出のあった提言書である。

まず1つ目の資料をご覧くださいと思う。1番目、基本構想の決定についてであるが、2月17日の経営会議を経て決定している。こちらについては、3月5日のたま広報、市公式ホームページ、こういったもので市民にお知らせをしている。

2番目、有識者懇談会からの提言書である。こちら2月15日に市長へ提出があった。こちらについては、基本構想策定等においても、指針として活用していきたいと考えている。

3つ目の今後の予定である。令和11年度末までの建て替えを目指して令和5・6年度に基本計画の策定、その後7・8年度に基本実施設計、令和9・10・11年度に建て替え工事の流れで進めていきたいと考えている。また最後に、総務常任委員会の皆様には、有識者懇談会、市民フォーラムの傍聴、総務常任委員会や勉強会といったものでの協議、様々ありがとうございます。また引き続き来年度から基本計画を策定していくのでよろしくご願ひ申し上げます。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会7、「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム 各論」の時点修正及び「多摩市施設白書(資料編)」の更新について、市側の説明を求める。

内田資産活用担当課長 それでは、7番目、「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム 各論」の時点修正、それと「多摩市施設白書（資料編）」の更新をしている。

初めに、「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム 各論」の時点修正についてご説明をする。3つ資料をおつけしている。2つ目の資料が行動プログラムの各論、3つ目の資料が施設白書（資料編）となっている。

まず最初の資料をご覧くださいと思う。今年度についても、昨年度と同様に令和5年度予算等を踏まえて令和5年2月時点での修正を行っている。市公式ホームページで公表する。

次のページをご覧くださいと思う。今後の取り組みについて変更した施設の一覧を記載している。まず1つ目が本庁舎である。本編が15ページとなっている。今年度基本構想を決定し、令和5年度から基本計画に取り組むことを追記している。

次に、愛宕南学童クラブである。本編では52ページ、青字のとおり東京都の施設を無償で借用し運営していることや、第三小学校内に敷地を確保することが難しいことから現在の施設で存続としていたが、赤字に今回変更している。多摩第三小学校の建て替えに合わせて同校敷地内への移設を検討するとした。学童クラブについては、行動プログラムにも記載のとおり基本的に学校敷地内の施設整備を進めているので、第三小学校の建て替えに合わせて学校敷地内への移設を検討するとしたものである。

次に、子ども家庭支援センター、42ページ、それと健康センター、56ページ、こちらについて今後の方向性と取り組み内容について令和6年度の児童福祉法の改正に向けて、母子保健と児童福祉との一体的相談支援体制について検討するとの内容に改めている。

次に、総合福祉センター、こちらは56ページになるが、今後の方向性について、大規模改修については必要な機能の見直し、施設の運用方法、適正な施設規模の検討を行うとともに、改修時期は熱供給を受けている多摩清掃工場の次期処理施設の検討状況を踏まえ決定すると変更している。こちらについては、昨年第4回市議会定例会で一部事務組合議会報告が

あったが、多摩清掃工場の新しい焼却施設の稼働時期は、延命工事を行わず令和15年～令和18年度までの期間とし、具体的な時期は令和6年3月までに決定するとされている。総合福祉センターについては、清掃工場から熱供給を受ける設備があり、清掃工場の更新時期などを見極めて改修時期を検討していきたいところである。

次のページをご覧ください。今年度の予定を変更したものについてご説明をする。乞田貝取コミュニティセンターについては、第三小学校が建て替えとなると隣接する公園を使用することも想定されることから、工事が重ならないよう大規模改修時期を令和9年度を令和10年度に変更している。また、貝取コミュニティセンターは、乞田・貝取コミュニティセンターと重ならないように令和10年度を令和11年度に変更している。

次に、児童館については、児童館の今後の在り方基本方針の現在の検討状況を踏まえて、永山児童館は大規模改修を令和6年度を令和7年度以降に、愛宕児童館の方針決定を令和6年度を令和6年度以降に変更している。

次に、市営住宅である。方向性については、第二次多摩市営住宅等長寿寿命化計画を昨年度策定したということで、これに基づき大規模改修時期を定め存続すると変更している。各市営住宅についても、今年度に環境配慮の観点からネットゼロエネルギーハウス化を検討していることから、それぞれ1年間ずらしている。その他として旧北貝取小学校を削除し、市民活動交流センター、多摩ふるさと資料館を追記している。

次のページをご覧ください。施設白書（資料編）の更新についてご報告をする。こちらは、各公共施設、こちらは箱物であるが、その施設の情報を令和6年度決算などをベースに令和5年3月時点で更新をしている。これまで3年間のデータを数値だけ記載していたが、変動がわかりやすいようにグラフも付け加えた形としている。PDF等エクセルデータで公式ホームページに掲載をする予定である。

渡辺委員長

この際協議会を暫時休憩する。

午後 0時00分 休憩

---

午後 1時00分 再開

渡辺委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

協議会7番の質疑からになる。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて、協議会の追加の分である。学校法人日本医科大学多摩永山病院の建替えについて、市側の説明を求める。

内田資産活用担当課長 資料については、協議会7と8の間の追加というファイルである。そちらをお開きいただきたいと思う。学校法人日本医科大学多摩永山病院の建替えについて現在の状況をご報告をする。

1ページ目、これまでの経過等は、これまでもご説明しているものであるが最後のところ、一番下であるが、令和3年2月に日本医科大学から文書の提出があった。新型コロナウイルス感染症拡大による影響から、令和2年11月の文書中の2026年度の新病院開設を努力目標とする点を再考しているため、当面の間、時間を賜りたいというものである。その際に当面の間というのはどの程度を考えているのかを確認し、1年程度を目途ということであった。

そのようなことから、2ページ目をご覧いただいて、一番上、市から再考の状況を確認したところ、令和4年6月9日付で市に文書が提出されている。再考の結果、建て替えを令和8年度病院工事の着工を努力目標とし、議論の再開と令和2年11月30日付文書の7つの要望事項について今後協議・検討願いたいとのことであった。このことは以前にもご報告したとおりである。その後の令和4年7月以降の協議状況であるが、文書提出後も感染症の影響などから具体的な協議が進まない中で、令和4年度に脳卒中センターが開設され、また改めて令和8年度着工に向けて努力していくことを再確認しているところである。

今後の予定であるが、新病院の開設実現に向けて日本医科大学から提出された協議再開の依頼文書を踏まえ、市のこれまでの取り組み、現時点での7つの要望に対する検討状況、今後の進め方、こういったものについて文書に取りまとめ、学校法人に回答するよう調整をしているところである。

文書回答した際には、市民、市議会とも情報を共有していく。

本件については、20日、月曜日の健康福祉常任委員会にも同様の報告をする。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

いぢち委員 質問というか要望であるが、この日本医科大学の移転建て替えについては、正直、今の私たちの市議会の立場として、なかなかいろいろなことを申し上げにくい。ただ、7つの要望に関しては、ここにも市民や市議会との情報共有とあるが、なるべく丁寧に市民の側と意見交流をして、そのところをいろいろ判断に入れていただきたいということは強く要望してほしいと思っている。

というのは、税金を使うということもそうであるが、先方の要望の中に、例えば駅前から新しい建て替え地までのアクセスとかバリアフリーということが入っている。これはただ単に日本医科大学の要望というだけでなく、今、諏訪・永山地域はリーディングプロジェクトに沿ってこれからニュータウン再生を考えていくときに、歩きやすい、移動しやすい、そしてそこに病院があるということは当然市民全体の問題である。ということは、やはり市民の立場抜きには考えられないことで、当然考えてくれていると思うが、そういったところを非常に大事にしていきたいと思っている。こういった点に関しての日本医科大学の側の感触というか話し合いは今後のことだと思うが、今のところどのように進んでいるのか、もしお話を伺えれば。わかったということであれば、今の私の要望を聞いていただだけでも結構である。

折戸委員 1点だけ確認させていただきたいと思う。この日本医科大学の問題は、向こうから7つの要望が出てきているということで、覚書か確認書を2月か3月までに出すということをしたか説明されたと思う。それで、そういうことはやっていないのかどうかについてだけお願いします。

榎本施設政策担当部長 市と日本医科大学の間での覚書なり確認書なりの取り交わしが現時点であるのかどうかというご質問になっているが、現時点ではそのようなものを取り交わしていない。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会 8、聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりについて(状況報告 4)、市側の説明を求める。

大島行政管理課長 それでは、案件の 8 番目、聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりについて(状況報告 4)ということでご説明申し上げます。資料は 2 つあるが、今回は最初の資料、聖蹟桜ヶ丘川まちづくりについてと書いてある資料をご用意願う。今回主に昨年 10 月から 11 月に実施した社会実験についてのご説明をしていく。

2 ページをご覧くださいければと思う。前回 9 月にご報告をさせていただいているので、それ以後のところでご説明をしていく。10 月から 11 月にかけて社会実験を実施してきたところである。また、年が明けて芝生の新たなところを整備をしている、また堤防の上の工事をしているところで、芝生については整備工事が終わってただいま養生中となっている。現在立ち入りができないようネットがかかっている状態になっている。また、堤防については現在工事中で、年度内に終了予定。こちらの工事は、今後キッチンカー等が堤防に店を広げられるようにという工事をしているところである。

今後であるが、5 月、6 月に新年度社会実験を予定しており、本格的に活用する際の体制整備等について検討を行っていく予定としている。また、4 月 9 日に予定しているが、地域の事業者がイベントの企画をしており、そういった主体的な活用についても来年度は社会実験という位置づけの中で行っていきたいと考えている。

3 ページ目をご覧ください。今回実施した社会実験の目的というところである。黒丸でつけてある 3 点である。日常を豊かにするために社会実験を実施するというので、河川敷や公園におけるルールづくり、また新しいハード整備を想定した河川敷の使い方、それから持続的な河川活用に向けたプレイヤーの発掘、この 3 点を目的として実施してきたところである。

4 ページ目に移って、社会実験の概要的のところである。実施時期については 10 月から 11 月にかけてで、こちら 10 月 5 日から 11 月 27 日

の8週間をかけて、毎週2日ずつ、平日と休日を1日ずつということで実施してきた。場所については、既存の一ノ宮公園で、新たな部分についてはまだ整備前だったので、そこはまだ使っていないところである。

5ページ目、6ページ目については、実施内容である。16日間と先ほど申し上げたが、1日だけ雨天で中止とし、それ以外の日程については比較的よい天気にも恵まれて実施できたところである。この表の中にあるプログラムの参加者数については、来場者の方でアンケートに答えてくれた方も含まれている。例えばリバーSUPなどはSUP自体の参加者は10名～15名という数であるが、同じ日にキッチンカー等の利用があった方についてもこの中でカウントさせていただいているので、そういった意味でご覧いただければと思う。キッチンカーについては、実際15日間であるが常時出店していたので、SUPやヨガといった書かれているプログラム以外の来場者数も含まれているところである。

続いて、7ページ目をご覧ください。社会実験で得られた成果や課題であるが、先ほど3点目的があるということで申し上げたが、それぞれについて右のような成果や課題があったというところで、まず河川敷や公園におけるルールづくりという目的に対してであるが、ドッグランやアウトドアオフィスなどを実施してきた中で、有人管理、人がいて管理が必要なアクティビティであるということがわかった。

また、それぞれの人が快適に過ごすために、また芝生の管理を考えると、アクティビティを仕分けて利用できるエリアを分けてということで、人々がくつろぐような場所と少し活動的なことをやる場所、また芝生の状態を維持管理していくためには、芝生へのダメージも考えながら、芝生への影響が少ないアクティビティ、例えばヨガなどは芝生の広場で、ドッグランなど多少犬が掘ってしまったりすることもあるので、芝生へのダメージが大きいと思われるようなものは既存の一ノ宮公園の部分、こういったようなエリア分けをしながらすることも考える必要があるだろうというところ、また快適な環境の維持管理にかかる費用などについて、持続可能な仕組みが必要になってくるだろうというところである。

また、新しいハード整備を想定した河川敷の使い方というところでは、

日常の価値向上の可能性をという目的に対して、多くの参加者から満足度は非常に高くまち全体にとってプラスの価値を感じたという意見を多くいただいた。

また、備品貸し出しなどについては、日よけや椅子があることで河川敷の過ごし方の幅、滞留空間や滞留時間といったものが広がったというところ、一方で、備品の貸し出しといったことについて、その方法やその備品の日常的な保管場所、費用の原資といったものが課題になるだろうというところが確認できた。

また、様々な活用の可能性ということで今回実施したプログラムが幾つかあるが、魅力的な活用が可能であることがわかったし、今回実施したようなもの以外でも今後活用が広がる可能性が確認できたところである。

3点目、持続的な河川活用に向けたプレイヤー発掘というところでは、今回最終日の水辺でマルシェでは、公募の企画なども募集しながら地域の方にもご参加をいただくことができた。また、企画から運営まで担うプレイヤーが今後参画できるような取り組みが必要であろうということで、今回は出店に応募して出店をするところからということであったが、そもそもイベントの企画から参加していただけるようなプレイヤーをさらに発掘していくことが必要だろうといった課題がある。

8ページ目、9ページ目については当日の様子で、8ページ目の左上はリバーSUPをやっているところで、ボードを使って川下りをしている。右上はリバーサイドヨガで、この日はすごく晴れて気持ちよさそうにヨガをしている。左下はたき火体験で、ご家族連れなども参加していただきながらたき火を実施した。また、右下はドッグランで、日曜日、月曜日と2日連続でやったが、日曜日はかなり多くの方に来ていただき、月曜日でも平日にもかかわらず日曜日ほどではないが多くの利用者がいるということで、一定のニーズがあることが確認できた。

次のページになるが、翌日27日は水辺でマルシェで、いろいろな団体の方、市内の中学生、いろいろな企画イベント、また出店をいただいて、盛況のうちに終わることができたところである。

続いて、10ページ目はアンケート調査の内容で、今回6種類のアンケ

ートを実施したところである。1つ目は、来場者へのアンケート。実際に来られた方へのアンケートで、プログラムに参加した方、また来場されてキッチンカーなどを利用されている方に、その場にいるスタッフがアンケート用紙をお渡しして記入していただいたところである。

2つ目、駅周辺のアンケートで、実際には会場には来てないが、そういった方に対して、今後河川敷を利用してみたいか、また河川敷に来たことがあるか、どのようなことがあれば河川敷に来るかといったようなニーズの調査をしたところである。

3番目がパネルアンケート。これは簡易的なアンケート手法ということで、会場にパネルを置いて、どのような活動がしたいかシールを張るような形式で、また自分で付箋で手書きをしてといったところでアンケートを実施したところである。

4番目が水辺でマルシェ出店者へのアンケートで、こちらは最終日に出店・出演していただいた方・団体にアンケートを実施したところである。

5番目、キッチンカー出店者アンケートで、こちらは15日間キッチンカーを出店していただいたので、それぞれの出店者に対してアンケート調査を実施したところである。

6番目、プログラム企画者アンケートで、こちらはドッグランの事業者のみの回答となったが、ドッグランをやってみてのご意見を頂戴している。

11ページ目、アンケート調査のまとめで、日常的には散歩やジョギング、サイクリングなどの通り道としての利用が多く、滞在時間が長くはない。日常の利用では河川敷の活用の幅がそれほど広くないというところである。また、今回やってみただけでは、水辺でランチやキッチンカーなどの飲食系、たき火、デイキャンプなどのアウトドア系のものに参加してみたいという声が多かった。参加したがまたやってみたいという声もいただいたところである。自由意見としては、ドッグランの常設化、バーベキューができるようにしてほしい、また花火大会や音楽イベントなどこういうイベント系のももやってもらいたいというようなご意見が多くいただけたところである。

12ページ目、コンテンツの追加や整備、設備の追加による活用の広が

りというところで、考察としては、キッチンカーなど飲食のニーズはかなり多く確認できたところであるが、こういったコンテンツ単独で人が集まるものではないので、ほかの活動やイベントと併せての出店が有効である。キッチンカーの事業者からも、そのような声をいただいているところである。また、ヨガなどのプログラムもそうであるが、新たな芝生エリアのところではないので草刈りもしてはいたところであるが、もう少し整備すべきで、凸凹があったりしたのでアクティビティ、活動によっては芝生の手入れをもう少し丁寧にといいご意見もいただいているところである。

また、以前からも多く声をいただいているが、日陰の設置、水道、駐車場、電源などの設備についても要望としていただいているところである。

13ページ目、アクティビティ調査である。こちらについては、会場3か所にタイムラプスカメラを設置して30分ごとに静止画を撮り、どのぐらいの方がどのような活動をされていたかを後々に確認させていただいたところである。

こちらの詳細はもう一つの資料で後ほどご確認いただければと思うが、14ページをご覧くださいと、左上が通常の休日で、これはかわまちづくりの社会実験をやっていない日の休日の様子で、こちらからは4名ぐらいのご家族風の方々が遊んでいるところが見てとれるかと思う。右上に行くと、こちらはリバーSUPが中心だったので、キッチンカーを出店しテント・タープ等を設置して飲食ができるような空間をつくったところである。少し見にくいですが、こちらになるともう少し来られる方の活動として、タープの下でくつろぎながら談笑したり、キッチンカーで買ったものをそこで召し上がったりといった活動が広がる場所。左下に行くと、さらにリバーサイドヨガを実施したというところでは、当然ヨガをやっているのこの活用等が広がるとともに、キッチンカーも同時に出店しているので、そういった活用も図られているところである。また、最終日の水辺でマルシェの様子ということで、さらに多くの方でにぎわった様子が見てとれる。

こういったものを30分置きの写真で確認して比較調査をしたのがまとめというところで、15ページ目以降のところになる。先ほど申し上げた4枚の写真、4つの区分に分けて検証をしたというところで、区分1とし

では、ふだんの河川敷の状態で、あまり活用の幅が広くなく、散歩や、子どもが遊んでいたりとということである。また、安全面では特に危険性はないが、活用の幅が狭いのがふだんの状況である。

続いて区分2、滞留空間の創出を行ったというところで、テント、タープ、椅子等を設置してということである。この場合、活用の幅が少し広がるということ、また家族や知人と連れ立って飲食や座って談笑する様子が見られた。快適さを高めることで活用が広がる、また滞在時間も多くなるということが確認できた。

16ページ目に行って、区分3である。ヨガやたき火体験など滞留空間に加えてコンテンツを用意した場合に、区分2の場合よりもさらに活用の幅が広がるということ、利用人数も合わせてふえている。滞留空間だけではなく、河川敷を訪れる目的をつくることでさらなるにぎわいを生むことが重要であるということを確認した。

区分4、最後のところであるが、イベントを実施することで来街者やふだん河川敷を使われていない方にもかわまちづくりの周知、河川敷の使い方提案が可能になるのではないかとということで、こういったイベントも重要であるということが確認された。

17ページ目、全体の考察というところである。これらアンケート、アクティビティ調査のまとめとして、このようなピラミッドを使って表現している。まずは全ての土台として安全な空間が必要であろうということ、全ての土台になるものとして安全な河川敷を維持管理していくことが必要である。その上で、2段目、快適な空間をつくっていくということである。快適さを増すためには、滞留空間を創出してあげる。日陰、座るための椅子といったものが必要。さらに、そこに目的を持たせることが重要であり、こういったことを継続的に実施することで活動の幅や訪れる方を増やしていく、そういった取り組みを継続的に実施していくことが重要であると考えている。今後も引き続き持続的に河川空間を活用することでにぎわいを創出し、聖蹟桜ヶ丘エリア全体を活性化させていきたいと考えている。以上が、今回の社会実験の概要のまとめということである。

最後に、18ページ目、スケジュールといったところで、先ほど申し上げ

げたが、河川敷整備エリアについては現在芝生広場の整備が終わり、養生中である。こちらについては、9月頃には供用開始できると考えている。

また、堤防の上にキッチンカーの駐車場を整備中で、今後使用料などについて検討していきたいと考えている。中段のあたりにある「国交省協議」と書かれているところであるが、国土交通省には下流側の階段にウイング部分を整備する工事がまだ残っていて、令和5年度でそれを実施する予定と伺っている。また、サイクリングロードの整備等について引き続き調整を進めていく。その下の段のところに移って、河川空間の活用というところでは、来年度5月6月に河川空間の活用を持続的に行っていくための体制整備等に向けてまた社会実験を実施していきたいと考えている。

こちらについては、活用方法などを企画することについても公募しながら、一緒に河川空間の使い方、その運営についてもしていただけるような方の募集を行っているところである。今後収益化もにらみながら社会実験を実施していくことで持続可能な取り組みにつなげていきたいと考えている。また、右側の10月～12月というところであるが、聖蹟桜ヶ丘駅北地区においては、10月頃から商業施設もオープンすると伺っているので、そのタイミングを捉えて新たなまち開きとしてのイベントも実施しながら、この活動を広げていきたいと考えているところである。

駆け足になったが、かわまちづくりの状況の報告は以上となる。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

いいじま委員 社会実験、秋にいろいろとやっていただいて、また今後5月からもさらに社会実験に取り組んでいただける。いろいろな取り組みをしていただいていることは非常にありがたいと思っている。ただ、この聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりは国土交通省の川まちづくりという制度を利用しているわけであるが、川まちづくりというのは簡単に言うと川づくりとまちづくりをセットにしたもの。川づくりで河川の管理をし、それプラスまちづくりもそれに合わせてしっかりやっという制度かと思うが、ご説明の資料を見ている限り、正直川づくりの域を超えていないというか、川づくりに関していろいろなことに取り組んでおられるような感じがするが、肝心のプラスのまちづくり、ここでは聖蹟桜ヶ丘をどのようなまちにこれからし

ていこうと思っているのか、にぎわいが出て活性化させようというお話があったが、さらに突っ込んで聖蹟桜ヶ丘をどういうまちにしていくのかというところまで考えてかわまちづくりを進めていかないといけないのではないかと思うが、その点についてはどうお考えになるのか。

大島行政管理課長 今ご指摘いただいたとおり、まちづくりにつなげていくことが重要であると考えている。聖蹟桜ヶ丘かわまちづくり協議会においては、そういったことで商店会の皆さん、まちづくりに関わるような団体の皆さん、そういった方にもご参加いただきながら、地域の方とも意見を交換しながら進めているところである。今まさにご指摘いただいたとおり、川づくりにまだとどまっているのではないかといったところは確かにいただいたところであるが、川からまちに広げていくという段階で、まず川づくりのところも重要かと思っているところである。

今後、商店会の皆様とエリア全体をどのように活性化させていくのかというところは非常に重要な視点であるので、協議会の中でもそういった議論を重ねていきたいと思っている。

鈴木企画政策部長 基本的に今行政管理課長からご答弁させていただいたとおりであるが、まずは川からとは言いつつも、我々もそれだけでということでは考えていない。施政方針の中にもお答えさせていただいたところがあるが、民間の事業者、そして聖蹟で活動している方々と一緒に、聖蹟のブランディングという取り組みも併せて来年度スタートさせていきたいと考えている。

まずは川まちのところ、川を起点にしつつというところがあるが、それと併せて一緒に聖蹟のまちをどのように盛り上げていこうかというのを、聖蹟については地元の事業者、いろいろ様々活動している市民の方々、そして自治会の皆様と一緒に考えながら一步一步進めていきたいということで、歩みが少し遅いように映ってしまうところがあると思うが、しっかり前に進めているところは進めさせていただいているので、また議会の皆様からもご意見いただきながら進めていきたいと考えている。

折戸委員 今具体的にやっているというご説明だったが、これは河川敷を有効利用しよう、それからまちへつなげようということなのだと思うが、一つ心配なのは、河川敷の整備をしていき、芝生やほかのところの施工をするわけ



だろうが、温暖化で例えば台風や水害が想定され、いろいろな施工や芝生等の破損も必ずあるのではないかと思う。もちろん、そういう災害に遭わないのが一番よいが、今いつ何が起こるかわからないときに、河川敷をきちんと整備していく中で、その経費等がまたペアになってしまうこともあり得るのではないかと思うので、そういうことも含めて考えているのかどうかについてご説明願う。

大島行政管理課長 ただいまの防災の視点というか、実際災害時にどういった対応が必要なのか、どう考えているのかというところで、非常に重要なご指摘をいただいたかと思っている。令和元年に非常に大きな台風が来たときは一ノ宮公園もかなり地面がえぐれたこともあったところであるが、芝が生えている部分はあまり影響がなかった、台風や増水時には芝のほうが強いということがそのときに確認ができています。今回新たに芝生の部分について整備するが、実際に来てみないとわからないが、来てほしいわけではないが、そういったところで、芝生は台風等の水害にはかなり強いのではないかと考えているところである。

また、今回社会実験の中でも、地元の皆さんから防災教室などをやってほしいという声もいただいたので、そういったことも実施しているところである。災害に備える、安全性というところが一番大事だと先ほども申し上げたとおり、そういったところを今後も考えながら、この取り組みを進めてまいりたいと思う。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会9、シェアサイクル事業実証実験の開始について、市側の説明を求める。

大島行政管理課長 続いて、シェアサイクル事業の実証実験の開始についてご報告申し上げます。資料はなしとなっているが、ニュースリリースのときの資料があるので、一旦ホームへお戻りいただき、ホームの中の各課情報提供のフォルダの中の令和5年3月の中にシェアサイクルのニュースリリースの資料があるので、こちらをお開きいただきながらご説明をさせていただければと

思う。ニュースリリースの資料とシェアサイクルステーションの一覧があるが、リリースの資料で説明をさせていただく。

シェアサイクル事業実証実験については、令和4年度の民間提案制度を実施している中で、オープストリート株式会社からいただいた提案となっている。オープストリート社は、シェアモビリティのプラットフォームを運営する事業者で、「ハローサイクリング」という名称でシェアサイクルのサービスを提供しており、都内はじめ様々な自治体でシェアサイクル事業を実施している事業者である。近隣の市では、八王子市、町田市、府中市、稲城市、川崎市などもオープストリート社と協定等を結び、実施しているところである。

本市においても、市民の利便性の向上、公共交通機関の補完、地域内の回遊性の向上などを期待し、公有地を活用しての実証実験を開始することとした。期間は約2年間とし、その後の本格実施をにらんで実証実験を行っていく。おおむね1年程度の実施状況を踏まえて、本格実施時に必要な関連の例規の整備等を進めていきたいと考えている。先日、3月15日からこの実験を開始したところで、令和7年3月31日までの協定を結んで実証を開始しているところである。

こちらの事業で配備する自転車については、全て電動アシストつきのものとなっている。利用料金については、30分130円、以後は15分ごとに100円となり、最大で12時間1,800円となっている。

利用方法としては、オープストリート社が提供する「ハローサイクリング」というアプリがあるが、こちらの無料アプリをダウンロードしていただいて会員登録をした後、アプリから利用する予約等をしていただく形になる。利用の予約のほかに、返却の予約などもできるところである。また、どのような場所にステーションが設置されているのかが確認できるので、市内だけではなく市外との行き来も可能となるところである。

料金の支払い方法については、「ハローサイクリング」アプリで電子決済も行い、クレジットカード、携帯電話のキャリア決済、また独自の電子マネー等での決済など6種類の決済方法が用意されているところである。

ステーションの設置場所についてご説明申し上げます。もう一枚のペーパ

一で後ほど具体的な場所は確認いただければと思うが、なるべく市内全域にステーションを設置するようにと意識して今回は始めさせていただいている。実証実験開始時点では、庁舎をはじめ公園、体育館、コミュニティセンターなどの公共施設合わせて31か所の設置を行っているところである。回収の状況を見ながら順次拡大していければと考えているところである。

また、公有地だけではなく民有地への設置についてもオープンストリート社と連携しながら進めていきたいと考えており、市内の事業者や大学にも一部お声がけを始めさせていただいたところである。なるべくこのステーションを設置することで利便性もさらに高まるというところで、できるだけ公有地だけではなく民間のご協力もいただきながら進めてまいりたいと考えている。

社会実証実験実施期間中はオープンストリート社に対しての使用料は求めないこととし、2年間の後の本格実施時には使用料もいただきながらできればと考えているところである。

渡辺委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

藤條委員

いよいよといったところで非常にわくわくしているが、先ほどの川まちづくりと同じように実証実験という形でスタートしていただいたかと思う。実験ということで2年間の期間を設けられているが、この間の収益性等、具体的な数字を見てその後どうするのかといったときに、民間のところでもあるので、例えば数字が振るわなかった場合になくなるようなケースもあるのかどうか、その辺を確認したいと思う。

大島行政管理課長

その収益性が悪かった場合についてご質問いただいたかと思っている。今回の事業者ともお話をする中で、必ずしも多摩市のみを取って収益化を考えているものではないということで、市内外を含めての収益性もあるといった中では、広域にステーションが設置されていることでメリットもあると聞いている。したがって、一概に多摩市内の活用状況が悪いからといって撤退することは考えていないと伺っているところである。

ただ、この事業も、本格実施に移る際には公平性もありほかの事業者の参入等も検討していかなければならない中では、プロポーザルなどをしな

がら実施していくことになるかと考えているところである。そういった点では、今回提案をいただいた事業者には何かしらのインセンティブを与えながら収益化につながるようにし、こちらとしても収益化で多摩市の歳入もふえるようにという形でWinWinの関係を築いていければよいと考えているところである。

藤條委員　このシェアサイクルが市民の足としてのインフラとしてぜひ定着していただけるようにお願いしたいと思う。面としての連続性、広域連携というところも重要な観点かと思う。多摩市がこの使用料を具体的に民間からいただくのは、その実証実験後、2年後以降ということによろしいか。

大島行政管理課長　お見込みのとおりであり、その料金がどのぐらいだったら収益性に影響が少ないのか、事業者も、多摩市内ではそれほど活用がないとしても市へ支払わなければいけないとなると、多摩市では少し難しくなることがあるのかもしれないので、そういったところも含めて、今回利用状況を確認しながら料金設定についても考えていきたい。令和7年4月からということで、条例等を整備しながら進めていければと考えているところである。

橋本委員　一つは、私も都心でも使ったし、調布市から多摩市まで川沿いのサイクリング等でも結構使っていて非常にすてきだと思うが、4月から悩ましいのはヘルメットの努力義務化で、本人が持っていかなければいけないのか。今のところはないが、そこをどのようにしたらよいのか。

大島行政管理課長　4月からヘルメット着用を努力義務化するということである。事業者にもお話は伺っているところであるが、ヘルメットの貸し出しには有人での管理が必要なのではないか、置きっ放しにしておくも持っていったまう人がいるのではないかという心配もあるというところで、都内では有人で貸し出す場所についてはそういうヘルメットの貸し出しもできるようなことも考えている、これは別な事業者だったかと思うが、そういうやり方もあるとは聞いているところである。人がかぶったヘルメットはかぶりたくないという衛生面のところもあるので、やはりご自身でご用意いただくようになるのかというところである。

ただ、事業者としても、安全を啓発するという意味では、アプリの中でヘルメットの着用をお願いするという周知をしているところである。

橋本委員 　例えば市役所のところにあるステーションで4月からヘルメット着用は努力義務だとやると、持っていかなかった人は絶対乗りたくないと思う。これは別にストップさせるためではないが、走ってみて結構スピードを出す自転車があるので川沿いでも怖いなど思ったことが何回かある。そういうことを考えるとつけたほうがよいと思う。その辺のところは実証実験をするところだけが免除されるわけではないのもう少し工夫をしてほしい。有人化して三十何か所に人がいることになると思うと自転車を借りることが高くなってしまうと思う。

　ただ、努力義務については、公が絡んでいることでもあるので積極的に持ってきていただきたいということは、あと10日くらいしかないので今のうちから掲示しないと間に合わなくなってしまうと思うが、その辺の前向きな取り組みをするのかしないのかについて伺う。

大島行政管理課長 　ヘルメット着用の努力義務化ということで、3月20日号のたま広報ではヘルメット着用についての広報記事も載せているところである。その記事の横にシェアサイクルの記事も載せさせていただいて、申しわけないがヘルメットの貸し出しはないということを書かせていただいているところである。ヘルメットの貸し出しまでは、今回準備し切れなかったところである。

渡辺委員長 　ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡辺委員長 　質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

　次に、協議会10、令和4年度シティセールス活動報告～令和5年度に向けて、市側の説明を求める。

尾崎広報担当課長 　それでは、令和4年度シティセールス活動報告～令和5年度に向けて、ということでご報告させていただく。スライド右上に小さい文字であるがページ数が振っているの、そちらをご覧願う。

　2ページ目である。令和4年度のシティセールスの振り返りと書かせていただいている。令和3年度にシティセールス戦略を更新し、11月にはブランドビジョン「くらしに、いつもNEWを。」を決定させていただいた。これに基づいて、令和4年度はブランディングを進める、職員のマインド

を変えるファクトをつくる、情報を発信するというところで取り組みを進めさせていただいた。

3ページ目をご覧願う。ブランディングを進めるということで「くらしに、いつもNEWを。」ということで多摩市のNEWというものを、小さなリーフレットであるが、発刊させていただいた。こちらについては、まだ残部があるので、ぜひ視察、勉強会、集会か何かのときに必要部数言っていただければお渡しできるもの、まだ残部があるのでお声がけ願う。

それから4ページ目は、交通広告の集中展開で、令和4年、昨年11月21日から1週間、京王線・小田急線の新宿駅を中心に、聖蹟桜ヶ丘、多摩センターの京王線、小田急線の各駅で大型のポスター展開をさせていただいた。

5ページ目は、モデルはカルガモを除いて全て市民の方のご協力をいただいているところである。

6ページ目、ニュースを発信するというので、多摩市の新しい特にニュータウンのにぎわいをアピールしたいということで、JSmile多摩八角堂のランタンフェスティバルについてメディアアプローチをした。トータルで約2億円を超える広告換算効果となった。

7ページ目、職員のマインドセットを変えていくということで、庁内組織であるシティセールス推進調整会議に下部組織があり、先進事例研究チームというのがあるが、主査クラスで形成している。こちらで取り組んだものであるが、実際に様々な先進事例について講師を招いて話を聞き、コロナ禍でもあったので、動画を撮って庁内展開するような取り組みを4回行っている。

9ページ目、一橋大学との共同研究の未来洞察。一度アニメーションを見ていただいたが、あちらについての発表を7月に行い、これについて進められるものがもしあれば進めていこうということで取り組みをしたところである。

10ページ目については、このアニメーションを様々なところで活用していただいた事例になっているので、後でご覧いただければと思う。

11ページ目からは、令和5年度のシティセールスに向けてである。

12ページ目、ポストコロナの住環境の変化というところであるが、国の政策として首都圏から地方への移住促進ということで1万人を計画しているそうであるが、転職なき移住あるいは二拠点居住を推進していくということが発表されている。また、コロナ後、移住人口がふえた自治体は全国で39%、20代から30代では33%が増加している。その移住の理由であるが、良い子育てということが40%と圧倒的で、共同通信の調べによると、このような結果が出ている。

他方、一度令和3年度に東京都の転出超過があったが、去年は転入超過3.8万人である。そうは言いながらもリモート勤務も増加しているので都心オフィスビルの空床化も進んでおり、今オフィスビルが新規で建ち上がっているが、空床率は上昇傾向にあるのではないかと分析しているところである。

13ページ目、子育ての環境であるが、合計特殊出生率が急低下しているのは皆様ご存じのとおりであるが、多摩市は26市の中でも最下位になっているところである。こういったところを含めてリニューアルの進む多摩センターあるいは聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりなど新しい動きを表現しながら、生き生きとした豊かな子育てのシーンを市外に発信していくことを令和5年度引き続き行っていきたいということである。

14ページ、ブランドの現在地というところでランキングの関係であるが、徐々に徐々に上に上がっているところであるので、またお時間のあるときにこの辺を見ておいていただければと思う。

16ページ等は飛ばして、来年度具体的に行うこととして、19ページ目、先ほどの未来洞察の3つの未来シナリオということで、駅近から家近へということで、職住一体型の生活圏として発展していくまちをイメージしながら、一橋大学とJKKの愛宕第二住宅で、もうすぐオープンになると思うが、多世代型の地域交流拠点としてボードゲームカフェ等をするとういのではないかと提案をしているところである。

もう一つは、地域コマースのプラットフォームで街全体が公園にというテーマについては、現在東京都がスタートアップ社会実装促進事業で取り組んでいる地域通貨導入の社会実験をやっているそうであるが、こういっ

たことも参考にしながら、何かできるのかできないのかというところについては、経済観光課や企画課と一緒に協働しながら、あるいは民間事業者のお話を聞きながら前に進めていきたいと考えている。

3つ目、多摩万博でオープンイノベーションというのがあったが、これは実際に「TAMA TAMA FES 2023」ということで実装を目指して動いている。具体的には10月の21日、22日に多摩センターエリア一帯で来場者数5万人想定で文化と産業の共同イベントを実施したいという事業者がいるので、こちらに協力して進めていっている。

4つ目、23ページになるが、先ほど大島行政管理課長からも報告があったが、聖蹟桜ヶ丘のかわまちエリアのブランディングを進めているところである。こちらについては、ブランディングというと何だろうと思われるかもしれないが、簡単に言うとこのエリアあるいはもう少し外側も含めた地域に名前（愛称）をつけることを京王電鉄、聖蹟桜ヶ丘かわまちづくり協議会とも連携しながら進めていきたいと考えており、4月には協議会にこのような名前はどうかというお話をさせていただきつつ、実際にはロゴフォーム、あるいは実証実験のイベントのときなどに投票していただくことで名前を決めていきたいと考えている。

様々取り組みがあり、選ばれるまちになるための情報発信の強化ということで、25ページ目になるが、こういった様々なまちの発展というか変わっていく姿を日本経済新聞にも個別にアプローチをしながら外に発信していきたいと思っている。また、今年度行ったようなブランド広告に関しては、新宿で止まっていないでもう少し都内に攻めていこうということで、大手町を中心に交通広告の展開をする予定でいる。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて協議会11、戦略的な情報発信の推進に関する最終報告書について、市側の説明を求める。

尾崎広報担当課長 こちらについては、庁内での取り組みとなる。情報発信に関して、実は多摩市の広報発行規程の中に広報連絡員制度というのがあり、ただ、私



が入庁してからこの会議が1回開かれたかどうか記憶がないくらいずっと開催されていない制度であり、こちらについてより効果的に情報発信を行うためにどのようなことができるかということを考えてほうがよいのではないかという課題から、それを含めて情報発信を戦略的に進めていくために何ができるか検討するワーキングチームを設置した。係長級の職員を対象とした庁内公募による立候補制の制度であり、7名の職員によって検討してもらったところである。

2ページ目をご覧ください。ワーキングチームの検討内容であるが、全10回行っているが、そもそも令和3年12月に「戦略的情報発信のあいうえお」という情報発信の基本的な考え方を示すものを作成し、全庁に共有させていただいた。これまでの職員としての経験を踏まえて自由な発想で議論を行ってもらうためにこのワーキングチームを設置し、多摩市のファンをふやすことを目標に情報発信の理想像なども語ってもらったということである。

3ページ目、情報発信を行うに当たっての重要な視点というところで、多摩市のことをよりよく知っている人をふやすこと、我々の仕事では税金を使わせていただいているので、それを説明していく必要がある、ほかの自治体と比較してもよいのではないか、ネガティブな情報でも必要なタイミングで発信をしていくことが必要だろう、あるいはご意見をもとにして事業をブラッシュアップすることができるのではないか、反響があることによって職員のモチベーションが上がっていくのではないか、こういった視点に基づきながら会議を重ねていったところである。

4ページ目、多摩市の情報発信を目指す姿であるが、多摩市で行われている様々なことを人に言いたくなったり教えたくなくなったり自慢したくなったり、情報を循環していくことで多摩市のファンをふやしていくというのが目指す姿ではないか。

5ページ、ワーキングチームでは、様々な議論を経た結果、広報連絡員は各課の庶務担当係長が担うことになっているが、1人に情報発信の戦略的なところを担わせるというのは無理があり非常に困難だろう。個人の経験あるいはセンス頼りではレベル感が異なってしまうということもあるし、

異動などによって情報発信の取り組みが変わってしまうこともある。したがって、一人ひとりが情報発信のパーソンになることが必要だという結論に至った。

6ページ以降、その中で出てきた課題が4つある。情報発信の軸を明確にし、職員一人ひとりの知識・能力を向上させる仕組みを整え、戦略的な情報発信を行える仕組みも整えて、参加していない人というのはサイレントマジョリティーというかイベント等に来ない人。どうやってその人たちのニーズを把握するのかという手段も考えたほうがよいというような4つの課題について、提案が6個出てきた。細かい内容については後刻ご覧いただければと思うが、この提案に基づいて既に企画政策部広報戦略調整会議を立ち上げ、年間の広報の重要テーマを決める会議をつくった。予算の策定あるいは施政方針情報発信を密接に連携させることということで、企画政策部内の課長職と主査職で会議を設置し、その中で令和5年度については子育て施策を重点的に情報発信していくことが決まったので、庁内に共有したところである。

また、たま広報の年間計画についても、何度か見直しを図るようなポイントを見て、そのときに合わせた情報を重点的に発信していくということで、これも庁内に発信したところである。こちらは情報発信ワーキングチームの報告になる。あくまでも内部の報告書になるのでホームページ等に掲載するかどうかはまだ検討していないが、以上で報告は終わりにする。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会12、多摩市公契約条例に係る審議の状況等について、市側の説明を求める。

櫻田総務契約課長 12番、多摩市公契約条例に係る審議の状況等についてご報告をさせていただきます。今年度については、こちらに書かせていただいたように4回審議会を開催させていただきました。12月議会でも総務常任委員会の中でその進捗状況についてご報告させていただいているところではあるが、内容について全て終了したので、そのご報告になる。

2番の審議会での主な検討課題と現在の状況については、課題ごとにまとめさせていただいて、それぞれの検討結果、あとは来年度以降検討する議論の内容を整理しながら書かせていただいているところである。

第3回のときの答申書の中で労務報酬下限額を決定させていただき、令和5年度から実施するというので周知させていただいているところである。こちらにそういった内容についてまとめてあるので、後ほどご覧いただければと思っている。

報告事項以外、12月議会で話していなかったその後の2月での議論について簡単にお話しさせていただくと、主なところで言うと、課題1・2の次の3番になる。課題3のところは2月に議論した内容になっている。こちらの公契約条例の適用労働者の範囲について時間をかけて話をさせていただいた。

以前からずっと検討課題で挙がっていて、毎年行っているアンケートでもいろいろなご意見をいただいているところであるが、今回の内容として、今年度は適用労働者の範囲のところだけ個別にアンケートを取らせていただいて、そのアンケート結果をもとに委員の皆さん方のご意見をいただいたところであるが、この令和4年度の中でも、昨今の社会情勢に鑑みて一概には言えないということが基本的な内容になっていた。

60歳以上の方々に一律に適用することが、この60歳以上の方々に今度逆にしわ寄せになってしまうのではないかと若干懸念するところがあったので、ここについては慎重に今後も議論していく必要があるのではないかと、あと一律ではなくそれぞれ違う観点から、業種ごとか年齢を少し区切った内容で適用してもよいのではないかとのご意見もあったので、そういったところも踏まえて引き続き来年度以降も検討していこうという結論になっている。

そのほか、全体の中でもこういった内容を5つに分けて少しずつ議論していったら、また来年度以降という形で、ここでのご報告とさせていただく。

渡辺委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長

質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて協議会13、「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置」等に関する市の対応方針について、市側の説明を求める。

櫻田総務契約課長 令和5年3月に適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に関する市側の対応ということで、資料をご覧願う。令和5年3月の新労務単価・技術者単価等の特例措置及びインフレスライド条項の対応についてのご報告になる。

昨今労務単価等も上がっており、昨年度の労務単価と今年度の労務単価を比べて全国平均でも5.2%、東京都においても平均で6.8%上昇しているという内容の報告を受けている。そういったことを踏まえて、令和5年2月14日付で国から新労務単価の早期適用とインフレスライド条項の適用等について各自治体で素早く対応しろという要請を受け、この内容を踏まえて、昨年度もそうであるが、同様に今年度についてもこういった条項を適用して、受注者からの契約変更の請求を受ける取り扱いを行っている。こちらについては昨年と同様の内容で受けさせていただいており、1番目の対応方針として、(1)(2)(3)(4)と4項目の内容を適用する形で今年も対応させてもらっている。

請求期限のところになるが、昨年度まで多摩市は4月のいつという基準の請求期限を設けて、この日までに請求をしてほしいという形になっていたところであるが、今年度については上の適用範囲の中の(1)(2)、新労務単価適用の対象工事と技術者単価の対象工事については今回もう少し期限を延ばして契約締結の日から2カ月以内に請求してほしいということと、(3)(4)インフレスライド条項の適用の対象工事と全体スライド条項の対象工事についても工期の末から2カ月前までに請求するというところで、請求の期限を各工事によって延ばし、その工事の内容から、上がった内容について契約変更ができるような形で緩和をさせていただいている。

そのほか、スケジュール感については下のような状況になっており、現在受注者の方々に通知を出して、庁内でも通知を出すとともに市公式ホームページでも公表させていただいて、現在対応しているということでの周知も図っているところである。この内容を踏まえて今後も対応していき

いと考えている。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて協議会14、「多摩市工事契約約款第25条第5項(単品スライド条項)」の市の対応について、市側の説明を求める。

櫻田総務契約課長 続いて14番、「多摩市工事契約約款第25条第5項(単品スライド条項)」の市の対応についてという形でご報告させていただく。こちらについても、12月議会の総務常任委員会への報告ということで、単品スライド条項を適用した契約変更ができる仕組みという形でご報告させていただいているが、その経過ということでのご報告である。今回のこの単品スライドというのは、特別な要因によって工事契約期間内に主要な部材等、国内での価格が著しく変動した時に適用するというので、請負代金が不適當になったと確認ができるとするならば、その請求をすると契約変更に応じるという形で対応措置をさせていただいている。

今回、この請求ができることを確認をしてから2月末までの間に3件の請求があった。ご承知のとおりの中公園の内容も含めて、全部で3件の請求があったというご報告をさせていただく。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて協議会15、新型コロナウイルス感染症への取組状況(令和5年2月現在)について市側の説明を求める。

磯貝市民経済部長 15番から21番までが市民経済部の案件となっている。そのうち15番については、これまでも議会ごとにご報告させていただいた案件で、新型コロナウイルス感染症への取り組み状況ということで、市民経済部の取り組みについて課をまたいで部内の全ての取り組みが書いてあるので私から、あと16番以降については各所管課長からご説明をさせていただく。

それでは、早速であるが協議会15のファイルをお開きいただければと思う。こちらは前回12月からの更新版となっているので、変わった主な

点のみの説明をさせていただく。

それでは、早速であるが、ページとしては3ページをご覧いただければと思う。こちらのちょうど中段、7番の多摩市緊急就労支援事業、こちら前ははまだ就職決定者、決まった方の人数は特に記載がなかったが、参加人数と決定者、内定者を今回追記させていただいている。最終的には参加された方が1期2期合わせて27名で、そのうち7名が実際に内定、就職が決まっている状況である。

続いて、ページ4ページをご覧願う。まず一番上段の9番、中小企業ビジネスサポート補助金であるが、こちらは前回も受付件数については66件ということでご報告をさせていただいたが、その中で2月末時点で実績報告が出てきた案件、つまりこれで金額は確定して支払にまで至っている件数は15件になっている。まだ今月いっぱい実績報告を出していただいて、交付決定のときと若干数字等も当然変わってくるので、それに基づいて今後支給させていただく予定である。

2番目、10の燃料費等高騰対策支援金である。こちらについては2月末で申請の受け付けを終了している。基本的には郵送での申請をお願いしていたので、ものとしては2月末の消印有効ということで、この実績の申請受け付けが2月28日現在になっている。実際には3月の頭まで消印のものが申請来ており、最終的には500件を超える件数になる。受け付けさせていただいた中で書類の精査、やり取り等をさせていただいて、何とか今月末ぐらいまでには支給できればというところである。最終的な申請件数については、また次回のときにご報告をさせていただければと思う。

続いて、11番、多摩市産農産物利用飲食店等支援事業で、こちら補正予算でも少しご答弁させていただいたが、事前登録をしていただいて最終的に使った領収書等をご提出いただくような内容だったが、登録自体は28件あったが補助金の請求としてはそのうち12件で、そこまで伸びなかったような状況である。金額的にも小さく、請求の手間がかかってしまうようなお話も少しいただいているので、その辺は少し反省材料かと考えている。

続いて、ページをおめくりいただいて6ページをご覧願う。こちらは市

税等におけるキャッシュレス決済の進捗状況となるが、こちらを見ていただくと特に件数の伸びが大きいのが一番左側の市・都民税の普通徴収の関係である。昨年度で見ると2,600件ほどだったので、これ2月末現在で4,800件、最終的には多分昨年度の倍ぐらいになる。それ以外の固定資産税あるいは軽自動車税についても伸びており、こちらについては最終的には昨年度の1.5倍ぐらいになるような状況である。

併せて、下のコンビニ等での証明書の交付の関係であるが、こちらは伸びに関してはそれほど大きくないが、前回12月にご報告したときよりは着実に伸びてきており、こちら伸びの割合は少ないが、着実に増加していると考えている。

それと、ページ7ページ以降の今度窓口でのいろいろな手数料等のキャッシュレスの決済実績になるが、こちら数字だけずっと月ごとで追っていくとそれほど変化ないように見えるが、年度初めあるいは昨年度の状況から比べると確実に伸びてきており、件数としても昨年度と比べると大体4ポイントぐらいは伸びているような状況である。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて協議会16、第211回国会における税関連法の概要(令和5年度地方税制改正の主な内容)について市側の説明を求める。

岩本課税課長 協議会16である。まず個別の内容のご説明に入る前に、今後の税制改正の予定についてご説明差し上げたいと思う。現在地方税法等の税関係法の改正案が国会で審議されている。改正案の成立後、市税条例等の改正を要するものについては、基本的に6月または9月の議会で市税条例等の改正案を上程し、ご審議いただく予定である。

しかし、国会での税関係法の改正は、例年成立が3月末、公布が3月31日となるために、4月1日までに市税条例等の改正の必要があるものについては専決処分を行い、次回の議会にてご報告させていただく予定ですので、よろしく願います。

それでは、改正内容についてご説明させていただきたいと思う。軽自動

車税関係3点と固定資産税関係2点となる。

1点目は、軽自動車税種別割のグリーン化特例・経年車重課の見直しについてである。こちらは、地方税法等の改正の公布後4月1日までに改正が必要なため、専決を予定している。

内容としては、より環境性能のいい自動車の普及を後押しする観点から、電気自動車等の取得をした場合の現行の経過措置について、令和8年3月末まで3年間延長するものである。現在経過適用となる電気自動車等は僅かであるため、延長による税額の影響はほぼないと見込んでいる。

続いて環境性能割の税額区分の見直しについてである。こちらは地方税法等の改正内容であり、市税条例等の改正はないが、情報提供をさせていただく。環境性能割の税額区分については2年ごとに見直すこととされているが、半導体不足による納車遅れなどの状況を踏まえ、現行の税率区分を令和5年末まで据置き、その後は電動車の一層の普及促進を図るため、令和6年1月と令和7年4月に段階的に引き上げるものである。影響額については、電気自動車等がどの程度増加するのかを見込むのはなかなか難しいため、影響額については見込めずとしているが、大きな影響はないものと考えている。

続いて、次ページに移って特定小型原動機付自転車の車両区分の創設についてである。6月議会での上程を予定しているが、現行の原動機付自転車から、電動キックボードなどについて新たに特定小型原動機付自転車の車両区分が創設される。税率については、現在の原付と同様の2,000円となる。令和5年7月1日の改正道路交通法の施行日から、電動キックボード等について、こちらのイメージにあるとおり10センチ四方の小型のナンバープレートを交付することになる。課税については令和6年度からになるので、現段階でどの程度交付申請があるのか見込むことは難しいため、影響額は大きくないとは思いますが見込めずとさせていただいた。

次に、固定資産税の償却資産の関係であるが、中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械装置等の償却資産の導入に係る特例措置の創設についてである。こちらについても市税条例等の改正対象外ではあるが、情報提供させていただく。こちらは、物価上昇等の現下の経済情勢を



踏まえ、中小事業者等の生産性の向上や賃上げの促進を図るため、先端設備等導入計画に基づき生産性の向上に資する一定の機械装置等を取得した場合に固定資産税が軽減される。この特例措置は、現在3月末を期限としている生産性革命に係る特例措置と基本的には同じスキームであるが、対象資産や特例率が変更になっている。こちらの影響額については、どの程度申請があるかによるが、大きな影響額はないのではないかと現在思っている。

最後に、固定資産税家屋の関係であるが、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の軽減措置の創設である。こちらは市町村で減額割合を定めるわがまち特例となるが、6月または9月議会での上程を予定している。こちらは、管理計画認定マンション等の一定の要件を満たすマンションについて、外壁塗装工事など長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までに実施した場合に、修繕工事が完了した翌年度の固定資産税3分の1を参酌して6分の1から2分の1の範囲内で減額するものである。

対象となるマンションは、要件に書いているとおり、築後20年以上が経過している10戸以上のマンションであること、大規模修繕工事を過去1回以上適切に行っていること、長寿命化に資する大規模修繕工事を適切に実施するための必要な修繕積立金が確保されていることとなっている。こちらについては令和6年度課税からになるが、令和7年3月末までに改修工事を終了したマンションが対象となるため、現時点でマンションの修繕計画が立てられていないと期間的に難しいのではないかと考えており、期間内に申請がないこともあるのではないかと現在思っている。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

次に、協議会17、マイナンバーカードの状況について、市側の説明を求める。

片岡市民課長 資料をご覧ください、マイナンバーカードの状況についてということで、まず最初のグラフが、永山マイナンバーカードセンターの1カ月当た

りの利用状況である。こちらの一番下のキャパシティというのが最初の想定であるが、現実にはその2倍、ちなみに2月はまだこの時点では出ていなかったが合計1万1,300を超えと2倍以上のキャパシティを今さばいている状況である。

その下がマイナンバーカードの申請と交付の状況で、棒線グラフが実際に交付できている件数、折れ線グラフが申請のあった件数である。折れ線のところが、実際にこれから交付する方たちで、この差を埋めるために今懸命になっている。ちなみに、まだこの時点では出ていなかったが2月の申請が9,000を超え、3カ月分の申請が1カ月で行われたという計算になる。

次のページをご覧くださいと、年齢別の状況である。これは参考としてであるが、カードの制度が始まったときは6割ぐらいがご高齢の方たちだったが、今は年少生産人口の方たちが多く、感覚として親子連れで来られる方がとても多いと感じている。

最後に、こちらは国・都・26市の状況で、下のほうにある多摩市は1月末時点で73.6%の申請率で、交付率が57.1%である。2月についてはこの時点では出ていなかったが、申請率が79.9%、交付率が59.9%であった。今はカードの交付に向けてとにかく懸命に取り組んでいるところである。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会18、多摩センターの活性化に向けた「将来ビジョン」等の検討状況について市側の説明を求める。

三浦観光担当課長 協議会18番、多摩センターの活性化に向けた将来ビジョン等の検討状況についてご報告させていただく。なお、本協議会案件については、3月22日の生活環境常任委員会でもご報告させていただく。

多摩センターの将来ビジョン等に関する検討は、令和4年4月に定めた行動指針に基づき、本年度よりスタートした。令和4年度の活動成果と令和5年度の進め方について、資料に基づき報告する。協議会18の見出し

がついている資料4種類になる。

まず見出しの名称が、多摩センターの活性化に向けた「将来ビジョン」等の検討状況となっている1つ目の資料をお開き願う。今の進捗状況をご覧願う。令和4年度は、行動指針に基づき、多摩センター活性化に関連する事業について、多摩センター地区活性化推進会議及び下部組織である担当者会議、ワーキングにおいて、行政事業の整理や町の声の収集を行ってきた。庁内組織では、「まちづくり」から「まちづかい」に起点を移し、まちの声を収集しながら将来のビジョン（仮）の策定に向けた動きを進めてきた。令和4年7月には、パルテノン多摩がリニューアルオープンし、多摩中央公園・多摩センター連携協議会の活動もスタートするなど、まちのにぎわいも少しずつ戻っているところである。主な活動については、(1)の令和4年度の主な活動の記載部分をご確認願う。

続いて(2)についてご説明させていただくが、こちらにはポイントを示しているので、3つ目の資料、資料1-2、多摩センターのまちづかい～（仮称）多摩センター地区まちづくり方針の策定に向けて～こちら全体的版、40ページ物でご説明させていただくので、そちらをご覧願う。こちらは現在最終の文言整理を行っており、本日は案としてご報告させていただく。3月22日に開催予定の多摩センター地区活性化推進会議で確定次第最終版を送付させていただくので、よろしく願います。

中のページ2ページ目になる。こちらをご覧願う。本書は5章立てと2つの資料編から構成している。

続いて、2枚めくって4ページをご覧願う。1、はじめにの部分で、パルテノン多摩大規模改修や新型コロナウイルス感染症、公共施設のリニューアルなど、多摩センターを取り巻く状況の変化があり、多摩センターの10年・20年先のまちの在り方を考え、動きをスタートした、そういった策定の背景部分になる。

めくっていただいて、5ページ目をお願いする。本書の位置づけになる。年度別のアウトプットイメージをご覧願う。令和4年度に集めたまちづかいの声を令和5年度は市民団体など使う側からの起点をつくる側に連動させる。開発事業者・交通事業者など地域事業者との協力、関連計画のすり

合わせを行い、令和6年度には多摩センターの将来ビジョン、また(仮称)多摩センター地区まちづくり方針の策定など、ハード・ソフトの整備につなげていく。

次の6ページ目をご覧願う。「新たなまちのつくり方」の基本的な考え方になる。「まちづくり」から「まちづかい」を新たな「まちのつくりかた」として、今までは市民などにどう使ってもらうかを考えながら行政、開発事業者など、つくる側の視点を主体にまちづくりが進められてきた。これら従来をつくるの視点に加え、市民など使う側のまちづかいの視点も踏まえ、まちをつくっていくことが求められており、市民提案参加型のつくり方にシフトしていくこととした。

2枚めくっていただいて8ページ目、まちの声を聞くをご覧願う。まちの声を聞くとして、令和4年度からパルテノン大通りでのアンケート、立地企業意見交換会、遊歩道の利用実態調査、パークライフショーやワーキング、多摩センターの未来デザイン検討委員会(仮称)でまちの声、「まちづかい」の声を集めてきた。

10ページ目、2枚めくっていただいて、こちらからはその検討委員会での取り組みになる。

12ページ目、こちらでは、まちの声、「まちづかい」の声をもとに、全てができるかどうか、どうすればできるかはこれからの検討・調整にもなるが、こういったらいいなのシーンイメージ図になる。

また、めくっていただいて15ページ、「まちづかい」の方向性をご覧願う。「まちづかい」の方向性としては、暮らしやすい街並み維持・継続と、多様なやりたいを活性化させる(付加価値をつける)として、その実現に向け、つかう側とつくる側双方が共感できる環境デザインを検討していくことが次年度以降重要と考えている。

17ページ目をご覧願う。多様なやりたいを活性化させる～「多摩ラボ(仮称)」の設置になる。ざっくばらんな会話や社会実験の企画など、市民参加型で行う機能としてパルテノン多摩の5階を暫定利用するなど、多摩ラボ(仮称)を設置し、様々なやりたいの声を集め、市民などのチャレンジを後押ししていく。

めくっていただいて20ページ目、おわりにの部分になる。やりたいと思う気持ち、チャレンジを後押しすることにより、さらにまちを使ってもらい、共にまちをつくっていく方向で多摩センターのまちづくりを考えていく。

22ページ目、こちらからは資料編1で、多摩センターの状況、将来のトレンド、各部署の考え方。

また、めくっていただいて30ページ目になるが、こちらからは資料編2～多摩ラボの視点と「まちづかい」のレシピ～として、ワーキングの社会実験の取り組みなどを紹介している。以上が資料1-2になる。40ページ物にもなるので、概要版として1つ目の資料、資料1-1を作成したので、こちらは後ほどご確認願う。

続いて、4つ目の資料、資料2、多摩センター地区市民アンケート調査結果の概要についてをご覧願う。先ほども資料1-2のまちの声を聞くでご紹介したが、多摩センター地区市民アンケート調査結果の概要になる。令和4年11月25日から12月21日にかけて、多摩センター駅南側にお住まいの市民3,000人を無作為に抽出し、759人、25.3%の回答をいただいた。令和5年度には、このアンケート結果を踏まえて遊歩道における歩行者と自転車の安全な走行ルールについて検討し、実証実験を行う予定である。

また一番初めの資料にお戻り願う。

2ページ目、(3)令和5年度の取組みになる。経済観光課、都市計画課、道路交通課、公園緑地課がそれぞれ役割を担い、4課を中心に将来ビジョン・方針策定や社会実験に係る各種事業の実施、また令和7年度以降の庁内推進体制・官民連携体制等を検討していく。また、魅力発信サイト「丘のまち」を一部改修し、多摩センターのページを設置し、発信などをしていく。

最後に、今後の予定になる。本日の資料1-1、1-2については、文言等微修正させていただき、資料2とともに令和4年度末に公表するなど、それぞれ予定をしている。

渡辺委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて、協議会19（仮称）多摩市産業振興マスタープランの策定に係る多摩市産業振興推進会議の設置について、市側の説明を求める。

渡邊経済観光課長 協議会資料の19番をご覧願う。（仮称）多摩市産業振興マスタープランの策定に係る多摩市産業振興推進会議の設置についてである。

まず1番目のマスタープラン策定の目的である。こちらは、第五次多摩市総合計画第3期基本計画や、多摩市商業活性化計画に基づき、これまで多摩市の産業振興に関わる様々な取り組みを行ってきた。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響はまだ色濃く残っており、また物価高騰、その他の状況の変化など、社会情勢は目まぐるしく変化し続けているところである。

また、多摩市商業活性化計画は、産業全体を網羅する計画でないことや策定から20年を経過している状況があり、市の現状と計画の内容に差異が生じている状況がある。こういったことから、長期的な視点による産業振興の方向性を示して計画的に産業振興の施策を進めていくことを目的に（仮称）多摩市産業振興マスタープランを策定したいと考えている。

概要である。計画の期間については、令和7年4月から8年間としている。一方で、都市計画マスタープラン等10年という計画が多いこともあるので、そちらも併せて検討の中でいずれかに決めていきたいと考えている。

また、方向性である。これまで多摩市で進めてきた創業支援も引き続き行い、全国有数の創業しやすいまち、2番目として持続的な経済成長（まちの活性化）、3番目として市内産業を支える人材育成と支援としている。

（3）の計画を策定する上での視点である。こちらは5点挙げさせていただいている。気候変動問題への対応、2番目健康まちづくり、3番目に誰一人残さない地域社会、4番目にDXの推進、5番目であるが、これまで市でも実施してきた感染症対策や物価高騰対策の關係の事業を踏まえた形で検討していきたいと考えている。

（4）その他である。1点目、既存の計画がある場合にはそちらとの矛

盾が生じないように連携して策定していきたいと考えている。2番目であるが、こちらの計画検討に当たっては、市内事業者へのアンケート調査など市独自の調査を、行っていきたいと考えている。

ページをめくっていただいて、2ページ目、3の多摩市産業振興推進会議の設置についてである。こちらは今現在創業支援ということで多摩市と多摩大学と多摩信用金庫との三者連携でBS多摩プラットフォーム推進協議会というプラットフォームをつくっている。こちらに、新たにステークホルダーとなる方や団体に参画いただいて新しい会議体として多摩市産業振興推進会議を要綱設置したいと考えている。こちらの会議については、計画策定のほか、その後の計画の進行管理も行っていきたいと考えている。

また、計画策定まで時限的に2つから3つ程度、検討テーマを設けた作業部会を設置したいと考えている。こちらのそれぞれの推進会議・作業部会の委員については、ステークホルダーということで構成を考えており、専門的な知見を要する学識経験者や多摩商工会議所の職員、市内で事業を運営している事業者、また消費者目線ということで多摩市消費者団体連絡会にも参画していただきたいと考えている。市からは、ソフト面で市民経済部長、ハード面から検討するというところで都市計画部長の参画を考えている。

中段は、BS多摩プラットフォーム推進協議会のご説明である。多摩大学と多摩信用金庫と多摩市、アドバイザーに電気通信大学の教授に入っているところである。

その下がイメージ図で、これまで就労支援や創業経営支援、企業誘致などそれぞれが進行管理をしていたところ、今後こちらの体制が整ってからは一体的に進行管理を行っていきたいと考えているものである。

ページをおめくりいただいて、3ページ目である。こちらは現在の委員の構成(案)である。上から3段目までが今三者連携で行っているところで、多摩大学、電気通信大学はアドバイザーとして来ていただいているところである。あとは多摩信用金庫。それと多摩商工会議所からの推薦と、大企業ということで既存地域地区、ニュータウン地区から合わせて3社程度、中小企業ということで商工会議所からの推薦と商店会からの推薦を2

社ずつ、あと消費者目線ということでこちらに記載の推薦をしていただきたいと考えている。

今後の予定である。こちら、本日報告をさせていただいた後、4月に要綱設置をさせていただいて、5月には第1回の会議を開催したいと考えている。来年度は事前に市内の事業者調査等を行い、会議は2回程度予定している。その後、令和6年度に本格的に推進会議、部会等を五、六回程度開催させていただいて、パブコメ等を行った後、令和7年4月には計画を施行したいと考えている。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて、協議会20、令和5年7月改選の多摩市農業委員会委員候補者の応募状況と今後の予定について、市側の説明を求める。

渡辺経済観光課長 それでは、ご説明をさせていただく。協議会資料20番をご覧ください。令和5年7月改選の多摩市農業委員会委員候補者の応募状況と今後の予定についてである。こちら平成28年4月から農業委員会法の改正によって、候補者の推薦や公募を行い、その後議会の同意を得て市長が農業委員を任命するものとなっている。現農業委員の任期満了となる令和5年7月は、この法改正後3度目の選任となる。

1番目、農業委員の定数であるが、13名となっている。内利害関係を有しないもの1名を含むとなっている。

任期については、令和5年7月20日から令和8年7月19日の3年間である。

候補者についてであるが、まず農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。2つ目に、女性・青年を積極的に登用していく。3番目に、利害関係を有しない者、中立委員を1人以上含むものとしている。

候補者の応募方法であるが、推薦または応募によるものである。

これまでの経緯であるが、令和4年12月に農業委員会委員候補者推薦



及び募集を開始した。12月20日号のたま広報で告知をさせていただき、推薦及び募集期間として令和4年12月23日から翌令和5年1月23日まで行い、縦覧期間を2月3日から2月14日までとしている。この令和5年1月に多摩市農業委員会委員候補者評価委員会を設置している。

推薦。応募状況である。個人推薦はなかった。団体推薦が12名、あと応募申し込みが1名の合計で13名である。

今後の予定である。令和5年6月の議会に多摩市農業委員会委員の任命同意についてということで上程をさせていただき、翌7月に農業委員会委員の任命を予定している。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

橋本委員 この(イ)にある委員には女性・青年を積極的に登用することには賛同できるが、実際この13名の中での構成は大体どのようになりそうなのか。

渡辺経済観光課長 こちら実際のところは団体推薦と応募申し込みというような状況ではあるが、結果的に13人中4人の方が女性という状況である。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会21、みどりの食料システム法に基づく基本計画の策定について、市側の説明を求める。

渡辺経済観光課長 協議会資料21番をご覧ください。みどりの食料システム法に基づく基本計画の策定についてである。こちらのみどりの食料システム法は、農林水産物等の生産から消費に至る各段階において環境への負荷低減に取り組むことによって環境と調和のとれた食料システムの確立を図り、もって農林漁業・食品産業の持続的な発展等に結びつけるための枠組みである。法に基づいて国は基本方針を策定しており、都道府県、区市町村においては基本計画を策定できるとしている。基本計画を策定した自治体内の生産者等が実施計画等を策定して法に基づき認定を受けると、資金調達や設備投資の初期負担、手続等で支援が受けられるものである。このたび東京都が策定する基本計画に本市も連名で計画を策定するものである。

1、制度の枠組みである。こちらの図のとおりである。①の左側のとこ

ろであるが、生産者の計画が都道府県・市町村が作成する基本計画に照らして認定されるものである。こちらの中段の都道府県・市町村の基本計画をこのたび策定するところである。

2、東京都の基本計画についてであるが、現時点ではまだ予定というところである。1)の環境負荷低減に関する目標である。こちらには2点挙げさせていただいており、東京エコ農産物認証制度の推進と、東京都GAP認証制度の国際水準への適合である。また、2)は事業活動の内容に関する事項である。こちらは5点挙げられている。化学合成農薬及び化学肥料の使用削減、有機農業の推進、温室効果ガスの排出削減、農業用プラスチックの適切な利用と処理、あとGAPの推進である。その後、4番目のところであるが、環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される新技術等、基盤確立事業の内容に関することで、養液栽培技術やスマート農業に関する技術となっている。

3番目、生産者等が制度を活用した際のメリットであるが、こちらは先ほど申し上げたが3点、資金調達の部分と設備投資の初期負担、手続の簡略化が挙げられている。

4番目、スケジュールである。3月16日まで東京都でパブリックコメントを行っていたが、特に意見がなかったという報告があったところである。これから農林水産省との協議を開始させていただいて、この4月には計画決定をさせていただく予定である。

計画策定のところであるが、令和5年1月31日現在で東京都が都内自治体に調査をしたところ、50区市町村から回答があり、そのうち45の区市町村が都と連名で計画を策定する意向があったとのことである。制度の空白地とならないよう東京都と連名で計画を策定し、生産者の環境負荷低減の取り組みを支援していきたいと考えている。

渡辺委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長

質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

---

午後 2時50分 再開

渡辺委員長

休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程はすべて終了した。

これをもって総務常任委員会を閉会する。

午後 2時50分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

総務常任委員長      渡辺 しんじ